玉名市住生活基本計画(玉名市住宅マスタープラン)

令和3年2月

玉 名 市

玉名市住生活基本計画

目 次

Ι.	,計画東定の育意と日的、計画の位直つけ	1
	1-1 計画策定の背景と目的	1
	1-2 計画の位置づけ	2
	1-3 計画の期間	
2.	住宅事情	3
	2-1 本市の現況	
	2-2 住宅施策の状況	15
3.	住宅需要等の調査	29
	3-1 住宅ストックの状況	29
	3-2 住宅市場の動向	33
4.	市民の意識調査	42
	4-1 アンケート調査の概要	42
	4-2 調査結果	42
5.	施策課題の設定	57
6.	基本方針	63
	6-2 施策の体系	68
7.	施策展開の方針	70
	基本目標1 だれもが安心して住み続けられる住まいづくり・まちづくり	
	【施策展開の方針 1】重層的な住宅セーフティネットの構築	70
	【施策展開の方針 2】多様かつ良質な住まいの供給促進	
	基本目標2 安全で快適な住まいづくり・まちづくり	74
	【施策展開の方針 3】安全な住まいづくり・まちづくりの促進	74
	【施策展開の方針 4】快適な住まいづくり・まちづくりの推進	76
	基本目標3 移住・定住したくなる住まいづくり・まちづくり	78
	【施策展開の方針 5】移住の活性化を図る環境づくり	78
	【施策展開の方針 6】定住志向を高める環境づくり	
	基本目標4 多様な主体の連携による住まいづくり・まちづくり	82
	【施策展開の方針 7】市内の住生活関連事業者等の活性化	
	【施策展開の方針 8】住生活に関する様々な情報提供の充実	83
8.	実現化の方策	
	8-1 各主体の役割	
	8-2 協働による推進	
	8-3 計画推進にあたっての考え方	85

1. 計画策定の背景と目的、計画の位置づけ

1-1 計画策定の背景と目的

我が国の住宅政策は、高度経済成長期など人口増加時代は住宅建設計画法の下で公的な住宅建設の目標戸数を掲げるなど住宅の量を確保することに重点が置かれてきましたが、生活様式の多様化、少子高齢化や人口減少など社会経済情勢が変化してきたことにより、住宅の質の向上や適正な住宅の供給・支援等に重点を移行しました。

このような状況をふまえ、平成 18 年 6 月に「住生活基本法」、平成 19 年 7 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されるなど、近年では住宅確保が必要な人への的確な住宅セーフティネットの構築のほか、人口減少、少子高齢社会への対応や、既存住宅ストックの活用等が重要な政策課題となっています。

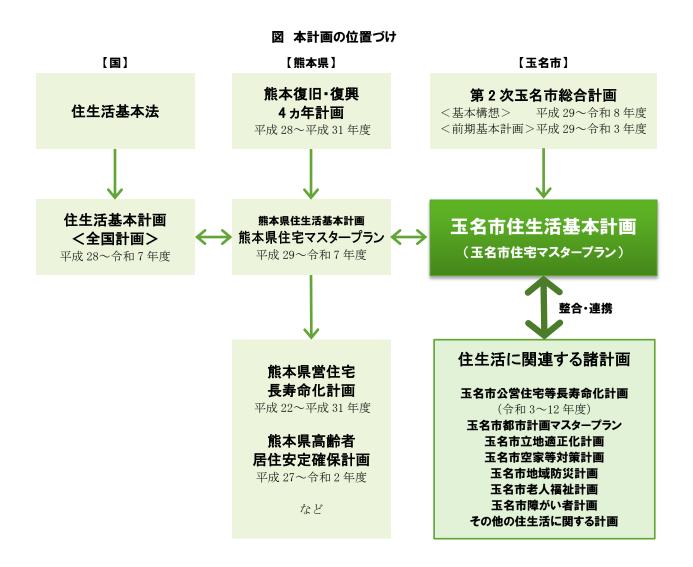
本市においては、平成29年3月に「第2次玉名市総合計画」の策定を行い、「人と自然が輝きやさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を将来像として、本市の個性を磨き、住みよさと魅力のあるまちづくりをめざし、各種の政策に取り組んでいます。

このような背景をふまえ、本計画は、本市の地域特性や住宅事情及び市民ニーズなどから住生活*の安定の確保及び向上を図るための課題を明らかにし、「第2次玉名市総合計画・前期計画」において特に住生活に関係する主要施策の「安全・安心なまちづくりの推進」及び「住環境の整備充実」を図り、本市の住宅政策を計画的、総合的に推進するための基本的な指針を定めることを目的として策定します。

※「住生活」とは、住まいに関連する「人の暮らし」のこと。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次玉名市総合計画」を上位計画とし、住生活基本法に基づく「熊本県住生活基本計画」を関連計画とし、本市が取り組むべき住生活関連施策の基本的な指針となるものとして位置づけます。また、本市の公営住宅等長寿命化計画や福祉計画など住生活と関連する諸計画との整合・連携を図るものとします。



1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度 (2021 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) までの 10 年間とします。

なお、本計画は、住生活基本計画(全国計画、県計画)の見直しや、第2次総合計画・後期基本計画の策定、さらには社会経済情勢の変化等により、本計画の中間評価及び見直しを行うものとします。

2. 住宅事情

2-1 本市の現況

(1) 位置等

本市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約 17km、東西は約 14.5km、市域の面積は約 152km²であり、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然や多数の古墳が点在するなど、数多くの歴史的資源に恵まれています。

熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置し、JR 鹿児島本線や九州自動車道、有明フェリーなど、交通の便に恵まれた地域です。平成23年3月、九州新幹線が全線開業し、本市に新玉名駅が整備され、九州管内はもとより関西圏も日帰りできるエリアとなりました。これを機に、本市の魅力を発信し、山鹿・菊池・阿蘇地域との連携による、立地条件を活かした観光振興やまちづくりにおける総合的な発展が大いに期待されています。



(2) 人口・世帯

①人口・世帯数

平成27年国勢調査によると、本市の人口は66,782人、24,474世帯、平均世帯人員は2.73人/世帯です。人口は、昭和50年以降増加に転じましたが、昭和60年をピークに再び減少傾向に転じ、平成27年の人口は昭和60年から30年間で約10%減少しています。

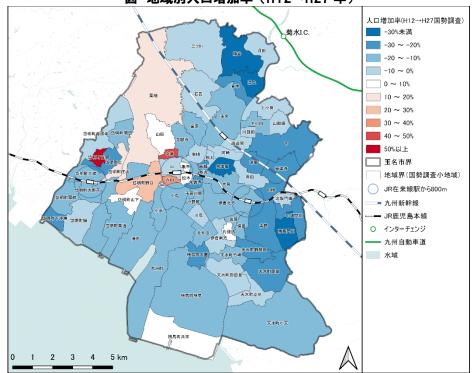
一方、世帯数は一貫して増加傾向となっていますが、近年は増加スピードが鈍化しています。この間、平均世帯人員は概ね縮小傾向であり平成27年は昭和30年のほぼ半分となっています。近年、少子化に加え高齢単身者や二人世帯が多くなっていることが反映された結果と考えられます。

平成 12 年から 27 年までの地域別人口増加の推移をみると、JR 玉名駅近くの中尾や JR 大野下駅北方の岱明町古閑をはじめとして、JR 玉名駅と JR 大野下駅の間に位置する本市北西部側での人口が増加しています。一方、本市の東部及び北部、南部の地域では人口が減少しています。

(人、世帯) 人口 世帯数 —─平均世帯人員 (人/世帯) 100,000 - 10.00 78,716 78,100 73,818 69,354 69,893 72,324 74,356 73,319 72,900 73,051 71,851 69,541 66,782 8.00 80,000 5.04 4.60 60.000 6.00 4.19 3.95 3.79 3.58 3.03 2.73 4.00 2.86 40.000 20.000 2.00 14,651 15,500 16,030 16,545 17,710 19,098 19,641 20,489 21,459 23,089 23,721 0 0.00 WE KINDE O

図 人口・世帯数の推移





資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

資料:各年とも国勢調査結果 (総務省統計局)

②年齢構成

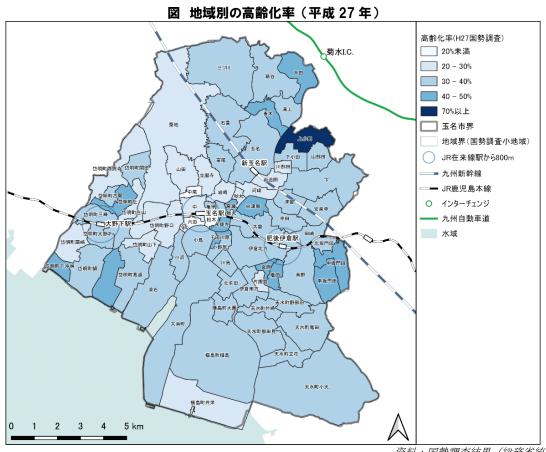
平成 27 年国勢調査によると、年少人口(15 歳未満人口)は 12.7%、老年人口(65 歳以上人口)は 31.3%でした。昭和 60 年以降の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満人口)の構成比は低下し続ける一方、老年人口の構成比は増加し続け、平成 27 年は昭和 60 年の 2 倍超となっています。また、平成 27 年の年齢 3 区分別構成比を熊本県平均と比較すると、本市の老年人口率は 2.5 ポイント高く、年少人口率及び生産年齢人口率はやや低くなっています。

平成 27 年の地域(国勢調査小地域-76 小地域)別高齢化率をみると、14 地域で高齢化率が 40%を超えており、特に上小田では 70%を超えています。全体的に人口が増加している地域では高齢化率が相対的に低く、人口が減少している地域では高齢化率が高い、という傾向があります。

(%) ■年少人口(15歳未満) ==== 生産年齢人口(15~64歳) ==== 老年人口(65歳以上) 100.0 14.0 80.0 60.0 65.2 64.3 62.8 61.8 60.5 59.1 57.6 40.0 56.0 20.0 20.8 19.3 17.7 15.5 14.0 13.1 12.7 13.6 0.0 平成22年 平成27年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成.27年 能本県

図 年齢 3 区分別構成比の推移

資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)



資料:国勢調査結果(総務省統計局)

③人口ピラミッド

昭和 60 年及び平成 27 年国勢調査による性別 5 歳階級別人口の変化を下図に示します。昭和 60 年は男女とも 35~39 歳が 2,800 人前後で最も多く、14 歳以下の年少人口もそれぞれ 2,000 人を超えていました。30 年後の平成 27 年になると、男女とも 60~64 歳が 2,700 人前後で最も多くなり、60 歳以上は全ての年齢層で大幅に増加しています。一方、59 歳以下は全ての年齢層で人口が減少しており、特に30代や10代以下の年齢層ではその傾向が顕著です。

3,000 2,000 1,000 (人) 1,000 2,000 3,000 - 2 100歳以上 53 95~99歳 12 255 58 262 90~94歳 142 208 85~89歳 434 1 641 783 80~84歳 745 2,155 1.400 1,759 917 75~79歳 1.345 2,270 1 848 2 2 9 9 70~74歳 1 668 2.592 1,374 65~69歳 1,898 2,660 2,360 2713 1.707 60~64歳 2.663 2,371 2,643 55~59歳 2,515 50~54歳 2,753 1,723 1,873 2.358 2.577 45~49歳 2,481 2.209 1,907 40~44歳 1,908 2,817 1,776 35~39歳 1,761 2,788 2.793 1,710 30~34歳 1,685 2,642 2,354 25~29歳 1,824 20~24歳 2.080 1,536 2.418 15~19歳 2,530 2,796 1,555 10~14歳 1.484 2,642 2 504 2 546 1.447 5~9歳 2,656 0~4歳 2,285 1,366

図 人口ピラミッドの変化

資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

④世帯人員別世帯数

昭和 60 年及び平成 27 年国勢調査によると、昭和 60 年の世帯人員別世帯数は 4 人世帯が 22.2%で最も高く、次いで 2 人世帯 (18.9%)、3 人世帯 (18.0%) でしたが、平成 27 年になると、2 人世帯が 29.1%で最も高く、単身世帯が 26.2%で続き、2 人以下の世帯が合計で 55.3%を占めています。先にみたように平均世帯規模は大きく縮小していますが、単身世帯 や 2 人世帯が大幅に増加し、4 人世帯以上の世帯が大きく減少したことが影響しています。

昭和60年世帯数 ■ 平成27年世帯数 (世帯) - - - 平成27年構成比 昭和60年構成比 9.000 30.0% 29.1% 26.2% 7.092 25.0% 6,402 22.2% 6,000 18.3% 20.0% 18.9% 18.0% 4,427 14.4% 15.0% 14.3% 3.768 2,864 3,588 10.8% -3.000 10.0% 6.8% 1,894 2,154 1.265 6.3% 5.0% 1.66 0 世帯人員が2人 世帯人員が3人 世帯人員が1人 世帯人員が4人 世帯人員が5人 世帯人員が6人 世帯人員が7人以上

図 世帯人員別世帯数の変化

資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

⑤世帯主の年齢

平成 27 年国勢調査によると、世帯主年齢別世帯数で最も多いのは 65~69 歳で 11.9%を占め、世帯主が 60 歳以上の世帯は 55.7%に達します。熊本県全体と比較すると、本市の世帯主年齢 49 歳以下の年齢層の割合は県より低く、55 歳以上の年齢層では高くなっており、県平均と比べ高齢の世帯主が多い状況です。



市内常住者(H27)

図 世帯主年齢別世帯数

資料:平成 27 年国勢調査結果(総務省統計局)

⑥転入・転出人口

平成27年国勢調査によると、5年前に他市町村に常住していた人で、現在本市内に住んでいる転入者は5,787人で、熊本市(18.5%)を含む県内からの転入が56.5%、福岡県(11.2%)など県外からの転入が38.6%を占めています。

一方、5 年前に市内に常住していた人で市外に転出した人は6,230 人で、転出先は熊本市(25.0%)を含む県内が55.9%、福岡県(15.5%)など県外が44.1%を占め、443 人の転出超過となっています。

表 5年間の転入・転出の状況 (単位:人) **66,782**

5 年前から現住所		53,376			
5 年前は現住所以外の市内		6,482			
	転入	構成比	転出	構成比	転入一転出
슴計	5,787	100.0%	6,230	100.0%	-443
県内	3,271	56.5%	3,484	55.9%	-213
熊本市	1,072	18.5%	1,560	25.0%	-488
八代市	440	7.6%	71	1.1%	369
荒尾市	162	2.8%	435	7.0%	-273
山鹿市	361	6.2%	160	2.6%	201
天草市	115	2.0%	76	1.2%	39
合志市	63	1.1%	119	1.9%	-56
玉東町	156	2.7%	138	2.2%	18
南関町	125	2.2%	59	0.9%	66
長洲町	361	6.2%	282	4.5%	79
和水町	145	2.5%	85	1.4%	60
その他県内	271	4.7%	499	8.0%	-228
県外	2,234	38.6%	2,746	44.1%	-512
福岡県	649	11.2%	967	15.5%	-318
佐賀県	91	1.6%	100	1.6%	-9
長崎県	154	2.7%	137	2.2%	17
大分県	121	2.1%	99	1.6%	22
宮崎県	150	2.6%	95	1.5%	55
鹿児島県	177	3.1%	151	2.4%	26
その他県外	892	15.4%	1,197	19.2%	-305
国外	282	4.9%	0	0.0%	282

資料:平成27年国勢調査結果(総務省統計局)

(3) 家族類型

①家族類型

平成27年国勢調査によると、一般世帯の家族類型別世帯数は「単独」が26.2%を占め最も 多く、次いで「夫婦と子ども」が 25.7%を占めています。熊本県全体と比較すると、「単独」 は4.7ポイント低く、「その他」が4.5ポイント高くなっています。平成17年からの10年間 の世帯数の変化をみると、「単独」(1.32 倍)が最も増加しているほか、「男親または女親と子 ども」(1.13倍)、「夫婦のみ」(1.08倍)も増加、「夫婦と子ども」(0.96倍)、「その他」(0.78 倍)の世帯は減少しています。

一 平成17年世帯数 ■ 平成27年世帯数 ━○━ 平成17年構成比 (世帯) - 平成27年構成比 7.000 6,562 _{6,273} 35.0% 6,402 30.9% 20.8% 27.8% 6,000 30.0% 26.2% 5.451 5,080 25.8% 4,844 23.1% 4,272 5,000 4.687 25.0% 25.7% 20.59 20.5% 20.0% 4,000 19.8% 17.5% 3,000 15.0% 2,371 2,099 13.0% 2,000 10.0% 9.8% 8.9% 1,000 - 5.0% 9.7% - 0.0% 0 夫婦のみ 夫婦と子ども 男親または 単独 その他 女親と子ども

図 家族類型別世帯数及び構成比の変化

資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

②高齢者のいる世帯

平成 27 年国勢調査によると、本市の高齢者のいる一般世帯数は 12,909 世帯で、うち世帯 人員が2人の世帯(高齢夫婦など)が36.6%、1人の世帯(高齢単身)が21.8%であり、2人 以下の世帯が58.4%を占めています。平成17年の構成比と比較すると、1人世帯、2人世帯 とも4ポイント超高くなっている一方、世帯人員が5人以上は9.7ポイント低くなっていま す。

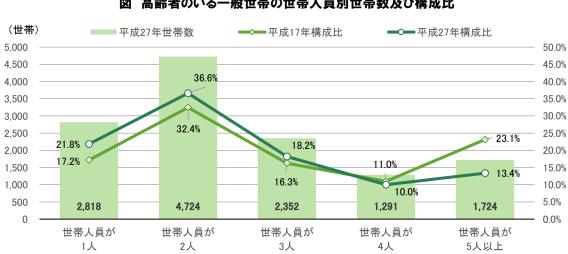


図 高齢者のいる一般世帯の世帯人員別世帯数及び構成比

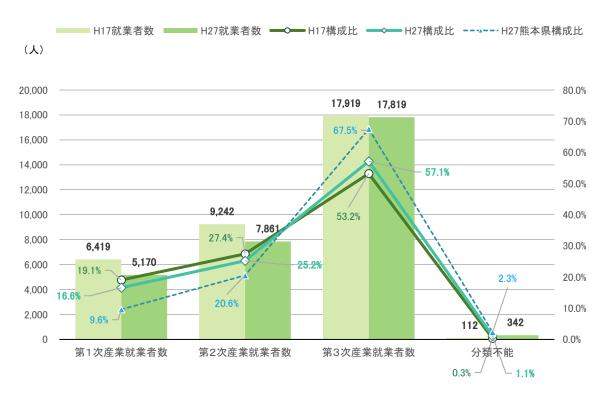
資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

(4) 就業•通学

①就業者数

国勢調査によると、平成27年の就業者数は、31,192人であり、平成17年の33,692人から7.4%減少しています。産業3分類別の就業者数をみると、第3次産業就業者数が最も多く57.1%を占め、第2次産業が25.2%、第1次産業が16.6%となっています。3分類いずれも就業人口は減少していますが、第1次産業では-1,249人、19.5%の減少、第2次産業では-1,381人、14.9%の減少となっています。熊本県全体と比較すると、第1次産業就業者数の構成比が7.0ポイント、第2次産業が4.6ポイント高くなっている一方、第3次産業は10.4ポイント低くなっており、本市の産業構造は、第1次産業や第2次産業の構成比が高いことが特徴となっています。

図 産業3分類別就業者数と構成比の推移



資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

②通勤·通学

平成 27 年国勢調査によると、本市の就業者・通学者の流出人口は 11,594 人で、流入人口は 9,686 人であり、1,908 人の流出超過となっています。昼間人口は 64,874 人となり、昼夜間人口比率は 97.1 です。

本市から流出が最も多いのは熊本市の 3,569 人で、次いで長洲町 1,808 人、荒尾市 1,676 人となっています。本市への流入が最も多いのは熊本市の 2,500 人で、次いで荒尾市 2,048 人、長洲町 1,194 人となっています。

表 従業者・通学者の流出・流入の状況

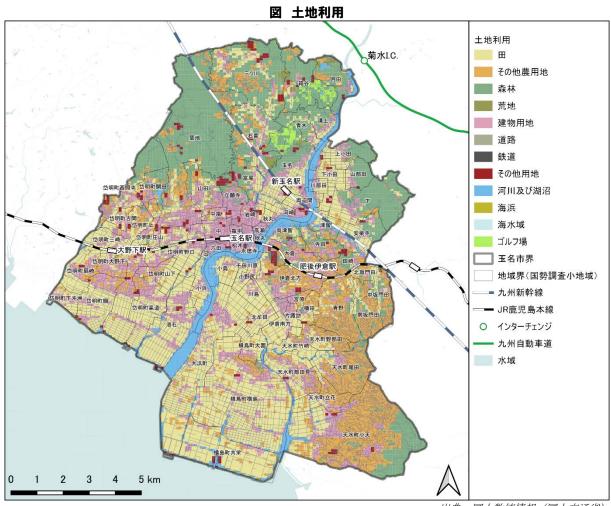
		本市内に常住する就業者・通学者本市内に従業・通学する				
		の従業・通学市区町村		就業者·通学	就業者・通学者の常住地	
		人口 構成比		人口	構成比	
就業者・通学者総数 34,838 100.0%		32,973	100.0%			
市内		23,022	66.1%	23,022	69.8%	
	県内	9,907	28.4%	8,707	26.4%	
	熊本市	3,569	10.2%	2,500	7.6%	
	荒尾市	1,676	4.8%	2,048	6.2%	
	山鹿市	415	1.2%	574	1.7%	
	菊池市	229	0.7%	136	0.4%	
	合志市	184	0.5%	182	0.6%	
市外	玉東町	321	0.9%	613	1.9%	
	南関町	680	2.0%	398	1.2%	
	長洲町	1,808	5.2%	1,194	3.6%	
	和水町	661	1.9%	631	1.9%	
	大津町	110	0.3%	47	0.1%	
	その他県内	254	0.7%	384	1.2%	
	県外	1,687	4.8%	979	3.0%	
不詳		222	0.6%	265	0.8%	

夜間人口	66,782 人
流出人口	11,594 人
流入人口	9,686 人
流入人口一流出人口	-1,908 人
昼間人口	64,874 人
昼夜間人口比率	97.1

資料:平成27年国勢調査結果(総務省統計局)

(5) 土地利用

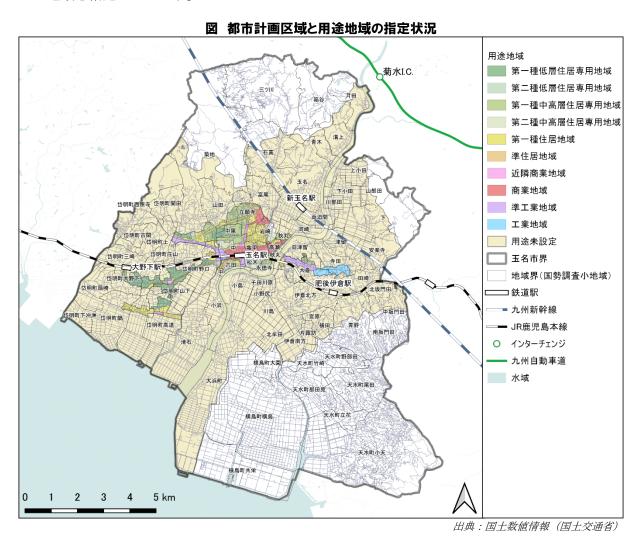
平成 28 年の土地利用細分メッシュデータ (3 次メッシュ 1/10 細分区画 (100m メッシュ)) を下図に示します。主に JR 玉名駅周辺や JR 大野下駅南側を中心としたエリアに建物用地が 広がり市街地を形成しています。市域の南部は田やその他農用地、北部は森林を中心とした 土地利用が広がっています。



(6) 法規制等

①都市計画

下図に示すように市域の北部と南部の一部をのぞくエリアに玉名都市計画区域(下図中で「用途地域」または「用途未設定」の着色がある区域)が指定されています。また、都市計画 区域内において適切な土地利用の規制・誘導を行うため、玉名地区・岱明地区の一部に用途 地域を指定しています。

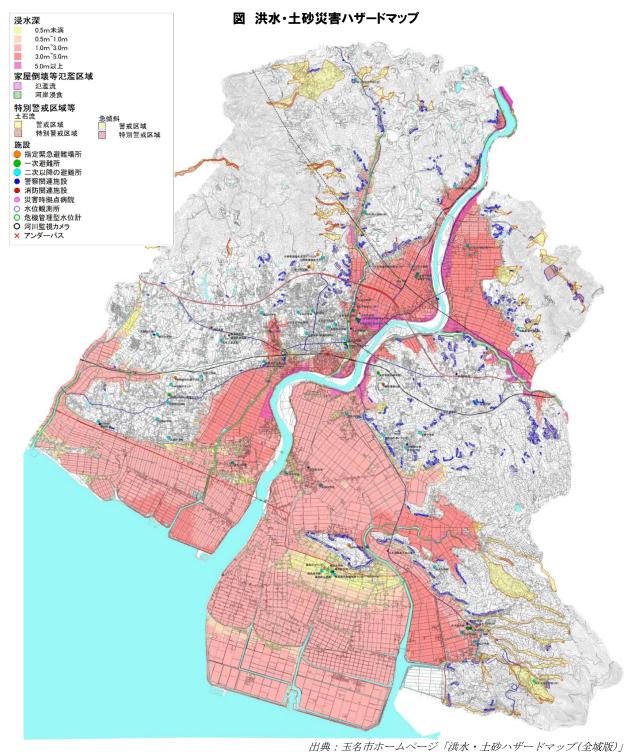


12

②洪水·土砂災害

玉名市総合防災マップより、洪水土砂災害ハザードマップ(想定最大規模)を下図に示します。

主に市域の北部、南東部を中心に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が多く指定されています。また、洪水浸水想定区域は、1級河川の菊池川沿いをはじめ、繁根木川などの2級河川沿いに広がっています。

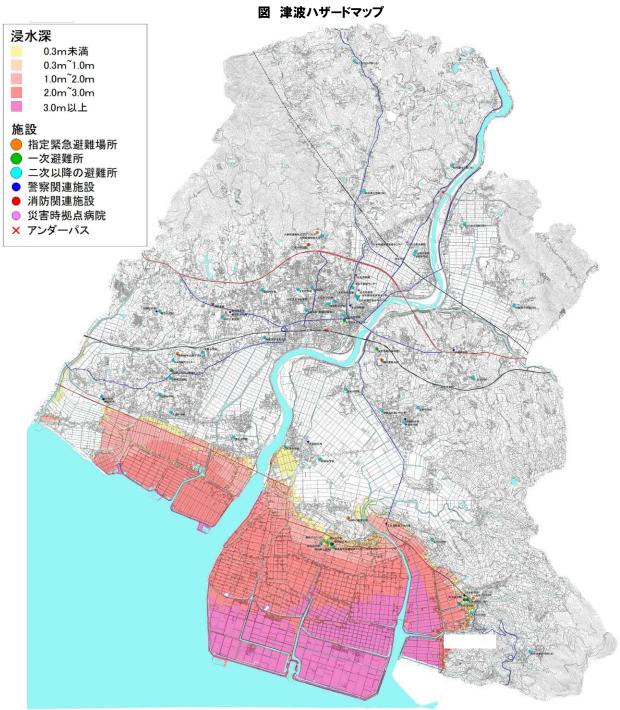


(https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html)

③津波による浸水想定区域

玉名市総合防災マップより、津波ハザードマップを下図に示します。

津波による浸水想定区域は、市域南部の有明海沿岸域に 3m以上の浸水深の想定区域が拡 がっています。



出典: 玉名市ホームページ「津波ハザードマップ(全域版)」(https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html)

2-2 住宅施策の状況

(1) 国・県の動向、上位計画

①住生活基本法

平成18年6月施行。国民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の 促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、住生活基本計画、その他の基本となる 事項が定められています。

②住生活基本計画 <全国計画>

(計画期間:平成28年度から令和7年度までの10年間)

平成28年3月策定。住生活基本法第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画です。

■施策の基本的な方針

【居住者からの視点】

- 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
- 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

【住宅ストックからの視点】

- 目標 4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築
- 目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 目標6 急増する空き家の活用・除却の推進

【産業・地域からの視点】

- 目標7強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
- 目標8 住宅地の魅力の維持・向上

③熊本県住生活基本計画「熊本県住宅マスタープラン」

(計画期間:平成29年度から令和7年度までの9年間)

平成30年3月策定。熊本県においては、住生活基本法第17条に基づき、県の住宅施策の基本となる住生活基本計画が策定されており、同計画は、県内市町村が市町村住宅マスタープラン等を策定する際の基本的な指針となるものとして位置付けられています。

ア)基本理念と将来像

本県の住生活に関する基本理念と実現を目指すべき住生活の将来像は以下のとおりです。

基本理念	夢にあふれる豊かな住生活の実現		
	将来像 1 誰もが安心して暮らせる住生活		
NO str 46	将来像2 安全・快適に暮らせる住生活		
将来像	将来像3 持続可能な社会で暮らせる住生活		
	将来像 4 地域に愛着を持って暮らせる住生活		

イ) 基本目標と政策目標

基本目標	政策目標
基本目標 1	政策目標 1. 高齢者が安心して暮らせる住宅・住環境の整備★
住宅セーフティネットの確立	政策目標 2. 子育てをしやすい住宅・住環境の整備
	政策目標 3. 住宅確保要配慮者等への自立居住サポート
基本目標 2	政策目標 4. 耐震・防災・防犯対策の強化★
質の高い住宅ストックへの更新	政策目標 5. ユニバーサルデザイン住宅の普及・啓発
	政策目標 6. 省エネ対策の強化と環境への配慮
	政策目標 7. 居住面積水準の改善
基本目標 3	政策目標 8. 空家対策の推進★
住宅循環システムの構築	政策目標 9. リフォーム・修繕の促進
	政策目標 10. 住宅の長寿命化と維持管理の強化
	政策目標 11. 流通市場の活性化と住生活関連産業の振興
基本目標 4	政策目標 12. 地域計画に則した住環境の整備
魅力的な住環境の形成	政策目標 13. 地域の定住促進とコミュニティの再生
	政策目標 14. 地域景観に配慮した街なみの整備
	政策目標 15. 熊本らしい木造住宅の供給推進★

★印は重点政策目標

(2) 本市の上位計画・関連計画

①第2次玉名市総合計画・基本構想

(計画期間:平成29年度から令和8年度までの10年間)

平成29年3月策定。本市においては、まちづくりの将来像を示すとともに、これを実現するための基本的な目標や主要な施策の大綱を示した基本構想などからなる第2次玉名市総合計画を策定しています。

ア) 基本構想・将来像(都市像)と基本施策

将来像 (都市像)	『人と自然が輝き やさし	さと笑顔にあふれるまち 玉名』
基本施策	 自然と暮らしを守る ふるさとづくり 人と文化を育む 地域づくり 賑わいと活力ある 産業づくり 便利で快適な 都市づくり 	5. 健康で安心な 福祉づくり 6. 公平で誇りの持てる 社会づくり 7. 健全な行政運営

イ) 基本構想・目標人口

計画期間(令和8年度)の目標人口:62,800人

ウ) 前期基本計画 (計画期間: 平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間) における住生活関連の主な施策 (関連するものを抜粋)

基本目標	主要施策	施策区分	概要等
1. 自然と暮ら	4. 安全•安心	(5)空家対策の	空家の放置に起因する事故や災害の根絶、景観の向
しを守るふ	なまちづく	強化(重点施	上を図るため、「玉名市空家等対策の推進に関する条
るさとづくり	りの推進	策)	例」に基づき、空家の発生予防、適正管理に努めます。
4. 便利で快	3. 住環境の	(1)移住•定住	人口の減少傾向を抑制し、新たな人の流れを創るため、
適な都市づ	整備•充実	の推進(重点	自然環境や新玉名駅など本市の魅力や地域資源を生
くり		施策)	かした移住・定住促進に向けた取組を推進します。
		(3)公営住宅の	公営住宅を安全で快適な住まいとするため、『玉名市公
		整備	営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的に改修する
			とともに、建替えについても検討します。

②第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和元年度策定。「第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、玉名市人口ビジョンにおいて提示する将来展望をふまえ、まち・ひと・しごと創生法(平成26 年法律第136号)第10条の規定により、本市における「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組むため、第1期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の結果をふまえ、事業のさらなる工夫と改善を加え、令和2年度を初年度とする5か年(令和6年度まで)の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

ア) 基本目標 (関連するものを抜粋)

基本目標	主な成果指標と数値目標
2. 玉名市への新たな人の流れを創る	人口の社会増減数(転入者数-転出者数)
	平成 30 年:-100 人 → 令和 6 年:0 人
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかな	年齢 15 歳未満の人口総数
える	令和元年:8,261 人 → 令和6年:8,300 人
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを	住みやすいと感じている市民の割合
守るとともに、地域と地域を連携する	令和元年:58.4% → 令和6年68.0%

イ) 具体的な政策パッケージ(関連するものを抜粋)

基本目標	基本的方向	施策	事業
2. 玉名市への新たな人の 流れを創る	①移住・定住の 推進による人 の流入	玉名市への移住・ 定住の促進	●移住相談会参加事業●定住促進補助事業●空き家バンク事業
	7,27		●新玉名駅周辺整備事業
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	④暮らしやすい 地方都市生活 圏の形成	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進	●立地適正化計画策定事業

③玉名市都市計画マスタープラン

(計画期間:平成26年度からの20年間)

平成 26 年 3 月策定。「玉名市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条第 2 項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられる計画であり、概ね 20 年後を想定した本市の都市づくりの理念や目標などの基本的な方向性を示すものとして策定しています。

ア) 都市づくりの方針 (関連するものを抜粋)

都市づくりの理念	人と自然がひびきあう	県北の都 玉名
都市づくりの基本方針	2. 『市民がいきい きと輝き続ける快 適な都づくり』	○定住促進に向けた総合的なまちづくりの推進 ○全ての人が安全・快適に生活できるユニバーサルデザインに配慮した都市づくり ○市民サービスの維持・向上 ○環境負荷の少ない低炭素型の都市の形成 ○景観に配慮したまちづくりの推進

イ)将来都市構造図

図 将来都市構造図 菊水インターチェンジ 長洲岱明線 横島支所 [ゾーン] 市街地ゾーン 田園ゾーン 中山間ゾーン 【拠点】 中心拠点 地域拠点 【都市軸】 広域連携軸 街なか連携軸 交流拠点

資料: 玉名市都市計画マスタープラン

(3) 本市の住宅政策

①市営住宅

ア) 管理戸数・位置等

令和2年9月現在、本市では市営住宅を31団地 244 棟 1,208 戸管理しています。内訳は、公営住宅 が 20 団地 197 棟 1,100 戸、改良住宅が 10 団地 45 棟 96 戸、単独住宅が 2 団地 2 棟 12 戸です。

市営住宅は一部の団地を除き大半がJR 鹿児島本 *柊木団地は公営・改良が混在する団地であるた 線の3駅から3km以内に立地しています。

表 市営住宅の管理戸数等

種別	団地数	棟数	戸数
公営住宅	20 団地	197 棟	1,100 戸
改良住宅	10 団地	45 棟	96 戸
単独住宅	2 団地	2 棟	12 戸
計	31 団地	244 棟	1,208 戸

め、団地数の合計は合わない。

図 市営住宅の位置 三ツ川団地 市営住宅 ◎ 公営住宅 改良住宅 公営住宅、改良住宅 単独住宅 3 玉名市界 栗崎団地 糖客団世 横枕団地 - 九州新幹線 天満町団地 山田団地 ■ JR鹿児島本線 深田団地 東原団地 - 九州自動車道 河崎団地 南大門団地 水域 古閑団地 入 東原西団地 JR在来線駅から3km 大倉団地 岩井口西団地 -本松団地 岩井口団地 明神尾団地 四本木団地 陳内団地 八竜西団地 杉田東団地 八竜団地 杉田西団地 藤ヶ谷団地 与内迫団地 住吉団地 — 桜谷団地 馬の水団地 新立石団地 1 2 3

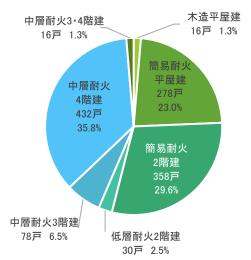
表 市営住宅一覧

団地番号	団地名称	種別	住所	棟数	戸数
001	天満町団地	公営住宅	高瀬 94 番地	4 棟	10 戸
002	陳内団地	公営住宅	中 1371 番地	1 棟	16 戸
003	糠峯団地	公営住宅	山田 1836 番地	17 棟	268 戸
004	山田団地	公営住宅	山田 2156 番地	12 棟	92 戸
005	深田団地	公営住宅	築地 2033 番地 1	9 棟	39 戸
006	南大門団地	公営住宅	築地 2110 番地	5 棟	30 戸
007	四本木団地	公営住宅	伊倉北方 2539 番地	2 棟	48 戸
008	住吉団地	公営住宅	伊倉南方 1228 番地 1	1 棟	16 戸
009	一本松団地	公営住宅	伊倉北方 2266 番地 3	34 棟	149 戸
010	大倉団地	公営住宅	大倉 706 番地	59 棟	228 戸
011	栗崎団地	公営住宅	玉名 2136 番地 1	2 棟	32 戸
012	三ツ川団地	公営住宅	三ツ川 586 番地	5 棟	30 戸
013	明神尾団地	公営住宅	岱明町扇崎 1062 番地	10 棟	40 戸
014	古閑団地	公営住宅	岱明町古閑 411 番地 1	9 棟	40 戸
015	桜谷団地	公営住宅	横島町横島 2106 番地	3 棟	12 戸
016	馬の水団地	単独住宅	横島町横島 2110 番地	1 棟	6 戸
017	新立石団地	単独住宅	天水町小天 6553 番地 3	1 棟	6 戸
018	東原西団地	公営住宅	河崎 661 番地 1	3 棟	6 戸
019	杉田東団地	公営住宅	伊倉北方 1471 番地	3 棟	6 戸
020	杉田西団地	公営住宅	伊倉北方 1496 番地	3 棟	6 戸
021	岩井口西団地	公営住宅	伊倉北方 1511 番地 1	8 棟	18 戸
022	柊木団地	公営・改良住宅	伊倉北方 1336 番地	14 棟	28 戸
023	河崎団地	改良住宅	河崎 756 番地	5 棟	10 戸
024	横枕団地	改良住宅	河崎 501 番地	1 棟	4 戸
025	東原団地	改良住宅	河崎 635 番地	2 棟	6 戸
026	篠原団地	改良住宅	伊倉北方 1328 番地 1	10 棟	20 戸
027	岩井口団地	改良住宅	伊倉北方 1527 番地	4 棟	8 戸
028	藤ヶ谷団地	改良住宅	伊倉北方 1009 番地 1	6 棟	12 戸
029	与内迫団地	改良住宅	伊倉北方 1301 番地 1	5 棟	10 戸
030	八竜団地	改良住宅	伊倉北方 23 番地	3 棟	6 戸
031	八竜西団地	改良住宅	伊倉北方 220 番地	2 棟	6 戸
	計	_	31 団地	244 棟	1,208 戸

イ)構造・階数

市営住宅の構造・階数別の管理戸数をみると、中層耐火4階建が432戸(35.8%)で最も多く、次いで簡易耐火2階建358戸(29.6%)、簡易耐火平屋建278戸(23.0%)です。

図 構造・階数別管理戸数



ウ)建設年度・耐用年数

建設年度別・構造別に管理戸数をみると、昭和45年度頃までは簡易耐火平屋建を中心に建設が進み、昭和46年度から簡易耐火2階建や中層耐火の建設が急増しています。昭和60年代になると年度ごとの建設戸数はピーク時の5分の1程度に減少し、中層耐火を中心に供給が続けられました。平成13年度を最後に以降現在まで市営住宅の建設が行われていない状況となっています。

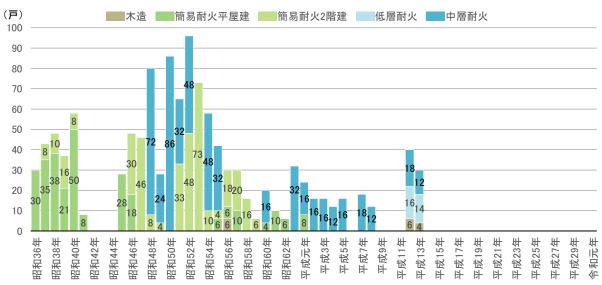


図 建設年度別・構造別管理戸数

令和2年現在、耐用年数を経過している市営住宅は、414 戸あり34.3%を占めています。 また、本計画の計画期間内(令和3~12年度)に耐用年数を経過する市営住宅は234 戸あり、 合計で53.7%が耐用年数を経過する状況となります。

また、公営住宅建替事業の施行要件である耐用年数の 1/2 を超える市営住宅は、令和 2 年 現在で 994 戸あり、管理戸数の 8 割を超えています。計画期間内に耐用年数の 1/2 を超える ものは 124 戸あり、合計で 92.6%が計画期間内に建替事業の要件を満たす状況となります。

	—————————————————————————————————————						
	構造	木造	簡易耐火 平屋建	簡易耐火 2 階建	低層耐火	中層耐火	合計
	 耐用年数		30 年	45 年	70 年	70 年	
			278 戸	358 戸	30 戸	526 戸	1,208 戸
	既に経過(R2 年度までに	16 戸	278 戸	358 戸	0戸	342 戸	994 戸
	経過済)	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	65.0%	82.3%
耐用 年数の	計画期間内に経過(R3~	0戸	0戸	0戸	0戸	124 戸	124 戸
1/2	R12 年度までに経過)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.6%	10.3%
1/2	計画期間内に未経過	0 戸	0 戸	0 戸	30 戸	60 戸	90 戸
	(R13 年度以降に経過)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	11.4%	7.4%
	既に経過(R2 年度までに	6 戸	278 戸	130 戸	0戸	0戸	414 戸
	経過済)	37.5%	100.0%	36.3%	0.0%	0.0%	34.3%
耐用	計画期間内に経過(R3~	6 戸	0戸	228 戸	0戸	0戸	234 戸
年数	R12 年度までに経過)	37.5%	0.0%	63.7%	0.0%	0.0%	19.4%
	計画期間内に未経過	4戸	0戸	0戸	30 戸	526 戸	560 戸
	(R13 年度以降に経過)	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	46.3%

表 耐用年数の経過状況

エ)募集・空室の方法と周知の方法

市営住宅の募集方法は、次のとおりです。

- ・毎月、1日から15日まで入居募集を行い、空室ごとに抽選会を行う。
- ・抽選に漏れた人も、1年間はその団地の入居資格があり、その団地が空き次第、抽 選順位に応じ、入居が認められる。
- ・空室がない場合、抽選がない月もありうる。

また、市営住宅の募集に関する情報は、広報誌「広報たまな」及び玉名市のホームページにより周知しています。

オ) 空き家の発生状況と募集及び申込み数の推移

令和2年9月現在の市営住宅1,208戸のうち、空き家は180戸ですが、このうち154戸は改善や建替えの準備、その他の事情により募集を停止している政策空き家であり、現状では26戸が募集可能な空き家となっています。政策空き家を除く管理戸数(入居が可能な市営住宅戸数)計1,054戸に対する入居可能な空き家戸数は26戸であり、空き家率は2.5%です。また、過去5ヶ年度の募集数、申込数、申込倍率の推移は下図に示すとおりです。入居募

集数は年間 $11\sim35$ 戸となっています。一方、申込数は年間 $47\sim97$ 件であり、この間の申込倍率は $2.5\sim5.0$ 倍となっています。過去 5 ヵ年度の間は申込倍率が 1.0 未満となることはなく、市営住宅には継続的に一定の需要があるという状況となっています。

図 市営住宅の入居募集数と申込数及び申込倍率の推移



②本市における住生活に関する事業の実施状況

本市の上位計画・関連計画に位置付けられている住生活に関する主な事業等の実施状況は以下のとおりです。

ア)移住・定住に関する事業

■定住促進事業/地域振興課 地域振興係

概要(目的)	「住んでよかった」「住み続けたい」といわれるような魅力的で住みやすい環境づくりに取組 み、市外から玉名市に移り住む人を増やすなどし、地域の活性化を図る。						
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標4 便利で快適な 都市づくり 主要施策3 住環境の整備・充実 (1)移住・定住の推進						
具体的事業内容	1. 市内に住宅を取得することに伴って転入した者に対して、住宅取得補助、住宅リフォーム補助、空き家取得補助、新幹線通勤定期券補助を行う事業事業実施期間:平成28~令和8年度(※実施期間は令和2年度までであるが、補助申請期限が市外転入後1年以内としており、令和4年度交付決定者の継続申請に係る支払いが令和8年度に生じるものである。) 2. 市内に住宅を取得することに伴って転入した者に対して、住宅取得補助等を行なう事業事業実施期間:平成23~令和2年度 10年間 (※実施期間は平成27年度までであるが、補助申請期限が市外転入後1年以内としており、平成28年度交付決定者の継続申請に係る支払いが令和2年度に生じるものである。) 3. 市内の売りたい・貸したい空き家を登録し、移住希望者の住宅とマッチングさせるとともに、空き家バンクの成約に伴う家財道具等の整理に対し、空き家家財道具等整理補助を行う事業4. 東京及び福岡で開催される定住フェア等に相談ブースを出展し、移住希望者と直接対話を通じて玉名暮らしをPRする事業5. 玉名圏域への人口流入を促進するため、東京等の主要な都市部での合同PR・相談会を実施して移住定住の情報発信を行うとともに、受入体制の充実に向けた取組を行う事業6. 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費、引越費用への支援に対する補助を行う事業7. 東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業などにおける人手不足の解消を目的に、東京圏から玉名市に移住し、対象法人に就業した人及び起業した人(起業内容は県が認定した事業に限る)に国、県及び市が協働で移住支援金を交付する事業8. 玉水ニュータウンの残1区画を販売するとともに、調整池や緑地等を良好に保つ業務						
達成すべき目標	人口減少の傾向を抑えるため、転入				- 1=		
	指標名称	当初! 基準年	数値	将来目 目標年	数値		
指標と目標値	人口の社会増減数 (転入者数-転出者数)	H29 年	49 人	R2 年	0人		
	定住者数 (定住促進補助金の活用による転 入者数)	H29 年	136 人	R2 年	150 人		
	事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年		
	1. 第2次定住促進補助事業	補助金助成 件数	42 件	41 件	44 件		
	2. 定住促進補助事業	補助金助成件数	161 件	119 件	73 件		
	3. 空き家バンク事業	新規登録		4 件	3 件		
		件数	5件	* *			
字績	4. おためし暮らし事業	件数 利用件数	1件	2件	休止		
実績	4. おためし暮らし事業 5. 定住相談会参加事業 6. 定住相談会合同開催事業	件数		* *			
実績	4. おためし暮らし事業 5. 定住相談会参加事業	件数 利用件数 相談件数	1件	2件 4件	休止 2 件		
実績	4. おためし暮らし事業 5. 定住相談会参加事業 6. 定住相談会合同開催事業 (定住自立圏形成推進事業)	件数 利用件数 相談件数 相談件数 補助金助成	1 件 32 件 —	2件 4件 2件	休止 2件 13件		
実績	4. おためし暮らし事業 5. 定住相談会参加事業 6. 定住相談会合同開催事業 (定住自立圏形成推進事業) 7. 結婚新生活支援事業費補助事業	件数 利用件数 相談件数 相談件数 補助金助成件数 補助金助成件数 販売区画数	1 件 32 件 - 15 件 - 0 区画	2件 4件 2件 5件 0件	休止 2件 13件 3件 0件		

イ) 空家対策に関する事業

■空家等対策推進事業/防災安全課 交通防犯係

概要(目的)	今後さらに空き家の増加が予想され 性など生活環境に悪影響を及ぼす要 対応を図る。					
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計 基本目標1 自然と暮らしを守る 主要施策4 安全・安心なまちづ (5)空家対策の強化	 ふるさとづく	b			
具体的事業内容		空家等の実態を把握し、空き家の予防・適正管理や利活用を適切に推進する上で必要となる空家等対策に関する基本的な方針、空家等対策の取組等の総合的な対策を策定し、総合的な空家対策を行う。				
達成すべき目標	空家等の実態調査や計画策定を実施 に応じて、協議会等で予防・利活用		•		- •	
	指標名称	当初数值		将来目標値		
指標と目標値	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	基準年	数値	目標年	数値	
	空家等相談件数に対する解決率 (累積値)	H29	30%	R2	30%	
	事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年	
	空家等相談業務	相談件数	7件	13 件	4 件	
実績	空家等対策協議会	開催回数	2 旦	0 旦	0 回	
	庁内推進会議業務	開催回数	0 回	0 旦	1 回	
評価・課題等	引き続き、庁内関係部署と連携を図 また、空家等対策協議会を開催し、 正管理を行う。			寺定空家を認定	し空家等の適	

■老朽危険空家等除却促進事業/都市整備課 まちづくり推進係

概要(目的)	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図るため、適切な管理の行われていない空き家の除却を促進する。						
具体的事業内容	以下の要件を満たした老朽危険空家等の除却に際し、最大 60 万円の補助を行う。 ・1年以上住居として使用がなく、今後も使用の見込みがないもの ・住居の不良度判定において、評点が 100 点以上のもの						
達成すべき目標	空家実態調査で C 及び D と判定を受ける空き家数の減少						
	指標名称	当初数値 基準年 数値		将来目 目標年	目標値 数値		
指標と目標値	空家実態調査において C 及び D 判 定を受けた空き家の除去	H29	442 棟	R8	200 棟		
	事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年		
実績	老朽危険空家等除却促進事業 (補助金)	補助金交付 件数	_	11 件	11 件		
評価·課題等	近年適切な管理が行われていない空 影響を及ぼしている。本市で行って 除却を促進する必要がある。						

ウ) 住宅のバリアフリー化に関する事業

■住宅改造助成事業(高齢者向け)/高齢介護課 高齢者支援係

介護を必要とする高齢者や障がい者などが居住している住宅を、身体状況に配慮し 造する場合に、その費用の全部または一部を助成することにより、在宅での自立の						
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	9 防止及び介護者の負担軽減を図る。 第 2 次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標 5 健康で安心な 福祉づくり 主要施策 3 地域福祉の充実 (2) 高齢者支援の充実					
具体的事業内容	・窓口にて住宅改造等についての相 ・助成の対象となる改造であるかど ・住宅改造に要した費用の全部また	うか、現地確認				
達成すべき目標	改造が必要な方に助成を行い、改造	後、在宅での生	活が改善される	ること		
	指標名称	当初数值		将来	標値	
指標と目標値	1615572177	基準年	数値	目標年	数値	
	住宅改造件数	H29	2 件	R2	6 件	
	7 4 4 4 14 14 1 7 0m 7 44	活動指標	LION Æ	1100 Æ		
	事業を構成する細事業	/	H29 年	H30 年	R 元年	
実績	高齢者等住宅改造給付事業	補助金助成件数	2件	0件	0 件	

■住宅改造助成事業(障がい者向け)/総合福祉課 障害福祉係

概要(目的)	65 歳未満の、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2の者がいる世帯に対し、住 宅改造に必要な経費を助成することにより在宅での自立を促進する。						
具体的事業内容	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の障がい者が、利用する部分に関し改造を要する経費とし、新築・増築・改築は対象としない。借家、借間等を改造する場合は、所有者の承諾を必要とするが、その占有部分を対象とし、現状復帰についての費用は助成の対象としない。 助成額については、「玉名市住宅改造助成事業実施要綱」のとおり。						
	重度の身体障がい者・知的障がい者の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担減を 図る。						
達成すべき目標	図る。						
達成9へさ日標		当初:	数値	将来目	目標値		
指標と目標値	図る。 指標名称	当初	数値数値	将来目標年	目標値 数値		
	指標名称	基準年	数值	目標年	数値		
	指標名称 助成金助成件数	基準年 H20 年度	数値 2 件	目標年 R2 年度	数値 2 件		

エ) 安全な住まいづくりに関する事業

■戸建木造住宅耐震対策支援事業/営繕課 保全計画係

概要(目的)	今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図る。						
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進 (1)防災体制の強化						
具体的事業内容	・広報誌等での耐震化の啓発、情報発信を行う。・窓口にて耐震診断、補助制度についての相談対応を行う。・耐震設計、シェルター、改修、建替えに要した費用の補助を行う。・固定資産税納付書に耐震化補助に関するチラシの同封を行う。						
達成すべき目標	耐震性のない戸建木造住宅への補助	を行うことで耐	震化を推進する	5.			
	Modern to The	当初数值		将来目標值			
指標と目標値	指標名称	基準年	数值	目標年	数值		
1日本でロッ本語	広報誌等で耐震化の啓発、情報発信	H30 年度	6 件	R2 年度	6 件		
	耐震改修促進計画	H25 年度	16,568 戸	R8 年度	概ね解消		
	事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年		
実績	戸建木造住宅耐震改修等事業	補助金助成 件数	10 件	3 件	5 件		
大模	戸建木造住宅耐震対策支援事業	住宅耐震相 談件数	0 件	12 件	8 件		
	耐震化相談受付	受付件数	18 件	24 件	18 件		
評価・課題等	令和元年度は、熊本地震から3年が 成件数は5件と低水準だった。今後 民に周知しながら現状のまま継続す	も市民の安全安					

■危険ブロック塀等安全確保支援事業/営繕課 保全計画係

	SELECTION - 1 - 4 - 5 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	mA lim 3 and 1 3 and	A DI / III	2 - 22 - 11 -	1		
概要(目的)	避難路に面する危険なブロック塀を除却することで安全性を確保するのが目的である。						
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進 (1)防災体制の強化						
具体的事業内容	・補助対象経費:撤去工事に要する 円を乗じて得た額のうち最も低い	・除却(高さを 40 c m以下とする工事を含む。)に係る工事。 ・補助対象経費:撤去工事に要する費用、200 千円又は撤去するブロック塀等の長さに12 千円を乗じて得た額のうち最も低い額。 ・補助金額:補助対象経費に2/3 を乗じて得た額(最大13万3千円)。					
達成すべき目標	危険ブロック塀撤去の広報啓発及び	撤去費用の補助	J				
	松振なみ	当初	数値	将来目	標値		
指標と目標値	指標名称	基準年	数值	目標年	数値		
] 다마지 다 마지 III	広報誌等で事業推進の啓発、情報	R 元年度	3 件	R2 年度	3 件		
	↑ 発信	K /L I /Z	3 17	112 -12	9 11		
	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年		
実績	2-111	7 - 1 - 2 -					

■民間建築物吹き付けアスベスト対策支援事業/営繕課 保全計画係

概要(目的)	アスベストの健康被害を防止するため、民間の既存建築物に施工されている吹き付けアスベストの含有調査や除却を支援するのが目的である。						
具体的事業内容	補助対象経費 ・アスベスト (分析) に係る調査 上限 250 千円 (国費 10/10)。 ・アスベスト (除却) に係る工事 上限 3,000 千円 (国費 1/3、県費 1/6、市費 1/6)。						
達成すべき目標	アスベスト飛散防止の啓発及びアス	アスベスト飛散防止の啓発及びアスベストの分析・撤去費用の補助					
	松振女孙	当初	数値	将来目標値			
指標と目標値	指標名称	基準年	数值	目標年	数値		
1日本で日本に	広報誌等で事業推進の啓発、情報 発信	R 元年度	2 件	R2 年度	2 件		
	事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年		
実績	民間建築物吹き付けアスベスト対 策支援事業	補助金助成 件数	_	_	1 件		
	耐震化相談受付		18 件	24 件	18 件		
評価·課題等	近年、アスベストが原因とされる健 散による健康被害を防止し、今後も 知しながら現状のまま継続する。						

オ) 防犯のまちづくりに関する事業

■犯罪のないまちづくり推進事業/防災安全課 交通防犯係

概要(目的)	安全で明るく豊かな地域社会を実現 安全で住みよい地域社会を実現する		が団体への支持 が記述への支持	爰を行い、犯罪	や非行のない			
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進 (4)防犯対策の強化							
具体的事業内容	防犯補導員、防犯関係団体との連携	のもと防犯活動	かを推進する。(負担金、補助金	🗟の交付)			
達成すべき目標	防犯関係団体への負担金等の交付を	行うことで、安	全で住みやすり	>社会の実現を	目指す。			
		当初数值		将来目	3 煙値			
				135141				
指標と目標値	指標名称	基準年	数值	目標年	数值			
指標と目標値	指標名称 防犯関係団体への負担金等の交付							
指標と目標値		基準年	数值	目標年	数值			
指標と目標値 実績	防犯関係団体への負担金等の交付 事業を構成する細事業	基準年 H29	数値 6 件	目標年 R2	数値 6 件			
	防犯関係団体への負担金等の交付	基準年 H29 活動指標	数値 6 件 H29 年	目標年 R2 H30 年	数値 6 件 R 元年			

■防犯灯設置等補助事業/防災安全課 交通防犯係

概要(目的)	安全で明るく豊かな地域社会を実現するために、行政区等の団体が維持管理している防犯灯に 対する補助を行う。							
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進 (4)防犯対策の強化							
具体的事業内容	・防犯灯設置に要する費用の補助を ・既存の防犯灯に対する、電気料の							
達成すべき目標	防犯灯に対する補助等を行うことで	、犯罪のない住	みやすい社会の	り実現				
指標と目標値	指標名称 防犯灯の設置や修繕数	将来E 目標年 R2	3標値 数値 569 件					
	事業を構成する細事業	H29 活動指標	784 件 H29 年	H30 年	R 元年			
実績	bt xu 行夜 早 赤	防犯灯設置 等補助金	784 件	768 件	795 件			
	防犯対策事業	防犯灯電気 料補助金	5,359件	5,470件	5,619件			
評価·課題等	LED普及率 100%を目指し、現在3 と横島地区が 38.4%と伸び悩んでお る。							

カ) セーフティネットに関する事業

■一時生活支援事業/くらしサポート課 生活支援係

概要(目的)	一定の住居を持たない生活困窮者に	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、衣食住の提供を行う。							
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標5 健康で安心な福祉づくり 主要施策3 地域福祉の充実 (4)生活困窮者の対策の充実								
具体的事業内容	・宿泊場所の供与・衣食の供与・自立相談支援機関が関係機関と連立に向けた相談支援及びプラン策		・家計改善支持	爰・住居の確保	等の本人の自				
達成すべき目標	本事業を利用している間に、仕事を より、自立できるようにする。	探し、アパート	・等を借りるため	め等の資金を貯	蓄することに				
	松果力科	当初数値		将来目]標値				
指標と目標値	指標名称	基準年	数值	目標年	数値				
	一時生活支援利用者数	H29	3名	R2	3名				
	事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年				
実績	叶九江十拉丰坐	利用者数	3名	2名	1名				
	一時生活支援事業	利用日数	104 日	12 日	13 日				
評価・課題等	・委託事業者の協力により、受け入 ・本事業は、性質上緊急性が求めら の罹患など)を速やかに把握し、	れるケースが想	定されるため、	利用者の健康					

■住居確保給付金/くらしサポート課 生活支援係

概要(目的)										
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	概要(目的)	離職等又はやむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居 喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することに より、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。								
具体的事業内容 領) ・自立相談支援機関が関係機関と連携し、常用就職に向けた就労支援及びプラン策定・常用就職後、継続就労ができるよう自立相談支援機関によるアフターフォロー 達成すべき目標 住居及び就労機会を確保することで自立に向けた常用就職を目指す。 指標名称 当初数値 将来目標値 基準年 数値 目標年 数値 住居確保給付金申請件数 H29 3 件 R2 3 件 事業を構成する細事業 活動指標 H29 年 H30 年 R元年 申請件数 0 件 1 件 3 件 決定件数 0 件 1 件 3 件 支給金額 0 円 26,700 円 217,110 円	策体系上の位置	基本目標5 健康で安心な福祉づくり 主要施策3 地域福祉の充実								
指標と目標値 指標名称 当初数値 将来目標値 基準年 数値 目標年 数値 住居確保給付金申請件数 H29 3 件 R2 3 件 事業を構成する細事業 活動指標 H29 年 H30 年 R元年 申請件数 0 件 1 件 3 件 決定件数 0 件 1 件 3 件 支給金額 0 円 26,700 円 217,110 円	具体的事業内容	領) ・自立相談支援機関が関係機関と連	携し、常用就職	に向けた就労	支援及びプラン	策定				
指標と目標値 接準年 数値 目標年 数値 接軽 数値 接軽 数値 接軽 数値 接軽 数値 接軽 数値 日本 数値 日本 数値 日本 日本 3 件 日本 4 日本 3 件 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	達成すべき目標	住居及び就労機会を確保することで	自立に向けた常	'用就職を目指'	す。					
事業を構成する細事業 活動指標 H29 年 H30 年 R元年 申請件数 0 件 1 件 3 件 決定件数 0 件 1 件 3 件 支給金額 0 円 26,700 円 217,110 円	指標と目標値	指標名称								
実績 申請件数 0件 1件 3件 決定件数 0件 1件 3件 支給金額 0円 26,700円 217,110円		住居確保給付金申請件数	H29	3 件	R2	3 件				
実績 住居確保給付金 決定件数 0件 1件 3件 支給金額 0円 26,700円 217,110円		事業を構成する細事業	活動指標	H29 年	H30 年	R 元年				
任居確保紹付金 決定件数 0件 1件 3件 支給金額 0円 26,700円 217,110円			申請件数	0 件	1件	3 件				
24/15 22/	天 稹	住居確保給付金	決定件数	0 件	1 件	3 件				
評価・課題等 住居が確保できたことで、求職活動に専念し常用就職ができた。			支給金額	0 円	26,700 円	217, 110 円				
	評価·課題等	住居が確保できたことで、求職活動	に専念し常用就	職ができた。	•	•				

■住まい再建支援事業/総合福祉課

概要(目的)	熊本地震により被災し、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた世帯に、定額の補助金を支 給するもので、財源は熊本地震復興基金交付金が10割充てられる。							
総合計画等の政 策体系上の位置 づけ	第2次玉名市総合計画「前期基本計画」 基本目標5 健康で安心な福祉づくり 主要施策3 地域福祉の充実 (4)生活困窮者の対策の充実							
具体的事業内容	【民間賃貸住宅入居費用補助金】熊 された全壊・大規模半壊及び半壊で 居した際に要した初期費用について 【転居費用補助金】熊本地震により 住宅等)へ転居した際に要した費用	解体された方が 、一世帯に定額 被災され再建先	、住まいの再数 で補助金 20 万 : (新築・購入	≢先として民間 円を支給する。 ・別宅補修・賃	賃貸住宅に入 貸住宅・公営			
達成すべき目標	賃貸住宅入居費用及び転居費用の申	請件数						
	指標名称	当初数值		将来目標値				
指標と目標値		基準年	数値	目標年	数値			
指標と目標値	賃貸住宅入居費用及び転居費用の 申請件数	基準年 H29	数値 25 名	目標年 R2	数値 4名			
指標と目標値	賃貸住宅入居費用及び転居費用の		*****					
指標と目標値 実績	賃貸住宅入居費用及び転居費用の 申請件数	H29	25 名	R2	4名			
	賃貸住宅入居費用及び転居費用の 申請件数 事業を構成する細事業	H29 活動指標 補助金交付件数 補助金交付件数	25名 H29年 1件 23件	R2 H30 年	4名 R元年			

3. 住宅需要等の調査

3-1 住宅ストックの状況

(1) 住宅ストック

①住宅数・空き家数

住宅・土地統計調査によると、平成30年の本市の住宅総数は28,230戸であり、平成20年から10年間で4.4%増加しています。また、平成30年の空き家は4,410戸であり、住宅総数に対する空き家率は15.6%となり、平成20年から2.8ポイント高くなっています。熊本県全体の空き家率は13.8%であり、本市の空き家率は県平均よりもやや高い状況です。

空き家の内訳をみると、二次的住宅や売却用の住宅はわずかで、賃貸用の住宅は住宅総数に対して5%前後を推移しており、それなりに流通していると考えられます。一方、平成30年のその他の住宅は10.1%であり、平成20年と比較して2.4ポイント高くなっていることから、空き家の増加の大半がその他の住宅によるものとなっています。

表(主宅数、	空き家数、	空き家率の推移
----	------	-------	---------

				居住世帯なし(戸、%)						
	住宅総数	居住世 帯あり	#1	一時現在	(-		空き家 総数に対す	る割合)		2:4: 00x
	(戸)	厂	盐	者のみ	āl	二次的 住宅	賃貸用 の住宅	売却用 の住宅	その他の住宅	建築中
₩ 1 00 Æ	07.040	00.000	0.050	100	3,450	80	1,260	50	2,070	70
平成 20 年	27,040	23,390	3,650	3,650 130	12.8%	0.3%	4.7%	0.2%	7.7%	70
W = + 0 = 4=	07.010	04.050	0.050	00	3,830	-	1,440	20	2,370	
平成 25 年	27,910	24,050	3,850	20	13.7%	_	5.2%	0.1%	8.5%	_
W = 00 Æ	00.000	00.750	4.400	F0	4,410	140	1,280	150	2,840	10
平成 30 年	28,230	23,750	4,480	50	15.6%	0.5%	4.5%	0.5%	10.1%	10
平成 30 年	012.700	000 100	115.000	0.000	111,900	3,200	41,400	2,900	64,400	1 400
熊本県	813,700	698,100	115,600	2,300	13.8%	0.4%	5.1%	0.4%	7.9%	1,400

資料:各年とも住宅・土地統計調査(総務省統計局) ※抽出調査のため合計数が合わない

^{*}一時現在者のみ:昼間だけ使用している,何人かの人が交代で寝泊まりしているなど,そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

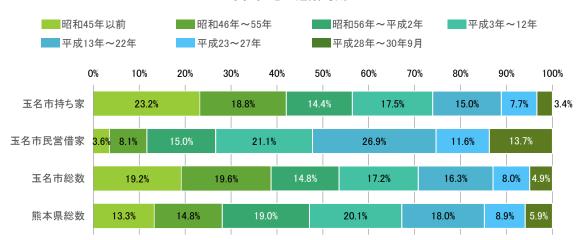
^{*}二次的住宅:別荘(週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅)及びその他の住宅(ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅)。

^{*}空き家の「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。なお、「賃貸用の住宅」には公的住宅は含まない。

②住宅の建築時期

平成30年住宅・土地統計調査によると、住宅(居住世帯ありの23,750戸)の建築時期をみると、旧耐震基準の昭和55年以前(1980年以前)の住宅が38.8%を占め、熊本県平均と比較して10.7ポイント上回っています。本市の持ち家(総数18,090戸)と民営借家(総数4,060戸)の建築時期を比較してみると、持ち家では昭和55年以前の合計が42.0%を占めるのに対し、民営借家では11.7%にとどまっています。一方、平成13年以降に建築されたものをみると、持ち家の26.1%に対し、民営借家は52.2%と過半数を占めており、民営借家は比較的新しい住宅が多く占めていることが分かります。

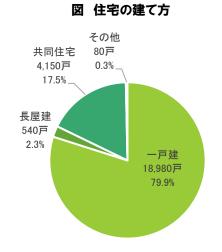
図 住宅の建築時期

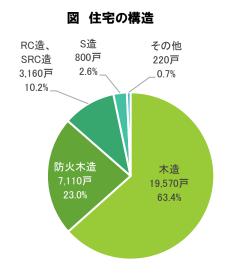


資料:平成30年住宅·土地統計調查(総務省統計局)

③住宅の建て方・構造

平成30年住宅・土地統計調査によると、住宅の建て方は「一戸建」が79.9%、「共同住宅」17.5%、「長屋建」が2.3%です。一方、住宅の構造は「木造」が63.4%、「防火木造」が23.0%、「RC(鉄筋コンクリート)造、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造」が10.2%を占めています。



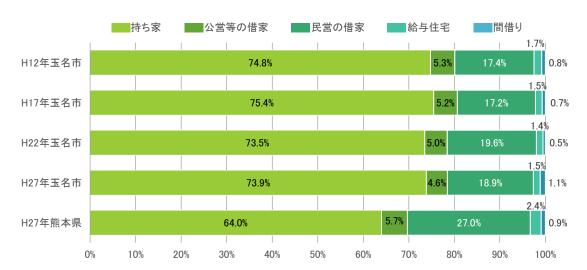


資料:いずれも平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

(2) 住宅の所有関係

国勢調査によると、住宅に住む一般世帯の住宅所有関係別世帯構成は、過去 15 年は「持ち家」が概ね 4 分の 3、「民営の借家」は 2 割弱を占め大きな変化はみられません。本市の世帯数が増加する一方で、市営住宅が平成 13 年以降は新しく建設されていないこと等もあり、「公営等の借家」は平成 12 年の 5.3%から平成 27 年は 4.6%へと 0.7 ポイント低下しています。

熊本県平均と比較すると、「持ち家」に住む世帯の割合は9.9 ポイント高く、「民営の借家」は8.1 ポイント低くなっています。

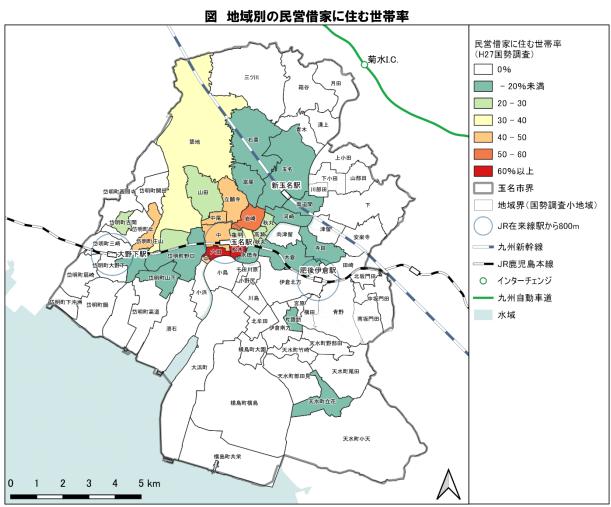


図表 住宅に住む一般世帯の住宅所有関係別世帯構成

	持ち家	公営等の 借家	民営の借家	給与住宅	間借り	住宅に住む 一般世帯総 数
H12 年玉名市	17,498	1,249	4,067	384	189	23,387
H17 年玉名市	17,228	1,190	3,922	334	174	22,848
H22 年玉名市	17,715	1,200	4,720	341	129	24,105
H27 年玉名市	17,821	1,118	4,557	360	275	24,131
H27 年熊本県	444,005	39,683	187,345	16,581	5,833	693,447

資料:各年とも国勢調査結果(総務省統計局)

平成27年国勢調査の小地域データ(町丁・字等の集計)より、地域別の民営借家率をみると、JR 鹿児島本線沿線より南部の各地域、北東部の各地域はそれぞれ民営借家率が0%であり、従ってほとんどが持ち家です(一部地域に市営住宅等が立地)。民営借家率が高い地域はJR 玉名駅付近を中心に、主にJR 鹿児島本線沿線の地域、新玉名駅周辺の地域に分布しています。



資料:平成27年国勢調査結果(総務省統計局)

3-2 住宅市場の動向

(1) 住宅着工の動向

平成 21 年度以降 10 年間の本市の住宅着工件数は、平成 29 年度に 257 戸と落ち込んだものの平成 24 年度以降は増加傾向にあり平成 30 年度は 436 戸でした。(ただし、熊本地震(平成 28 年 4 月)等の影響などから平成 29 年度に落ち込み、その分平成 30 年度の建設が活発化した可能性があります。)

利用関係別にみると、「持ち家」は年間 200 戸前後を推移しており比較的一定した供給が行われている一方、「貸家」は年間 40~200 戸程度までバラツキがあり、概ね「貸家」の多寡により年間の住宅着工戸数が大きく変化してきました。

新設住宅の平均床面積をみると、「持ち家」は平成 25 年度の 127.6 ㎡/戸をピークに近年は減少しており、平成 30 年度は 114.2 ㎡でした。「貸家」は平成 21 年度や 27 年度で 40 ㎡/戸台に低下した以外は概ね 50 ㎡/戸台を推移しています。

(㎡/戸) 一 計 一 持ち家 一 貸家 一 分譲住宅 (戸) 持ち家 貸家 給与住宅 分譲住宅 140 436 450 120 388 400 366 100 350 316 298 199 300 257 80 178 157 250 71 91 117 122 58 60 37 200 150 40 100 20 0 麼 成21年度 平成24年度 平成27年度 平成29年度 平成21年度 平成22年度 平成26年度 成26年1 平成23年[平成28年月 成28年 平成30年 平成30年 平成25年

図表 利用関係別新設住宅の戸数、床面積の合計、平均床面積

		平成 21									
3	利用関係別		平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成
*1			年度	30 年度							
	計	309	278	298	290	312	316	366	388	257	436
豆	持ち家	176	190	228	188	216	169	185	184	185	207
戸数(戸)	貸家	117	37	63	91	71	122	157	178	58	199
己	給与住宅	10	0	1	0	2	1	0	3	0	1
	分譲住宅	6	51	6	11	23	24	24	23	14	29
	計	28,168	31,961	32,251	29,657	34,457	31,221	32,304	34,502	26,033	37,140
合計(船)	持ち家	22,158	24,037	27,968	23,371	27,561	21,084	22,857	22,087	21,621	23,649
計画	貸家	5,082	2,062	3,545	5,011	3,857	7,175	7,112	9,619	2,972	10,390
僧の	給与住宅	315	0	43	0	309	72	0	363	0	97
	分譲住宅	613	5,862	695	1,275	2,730	2,890	2,335	2,433	1,440	3,004
	計	91.2	115.0	108.2	102.3	110.4	98.8	88.3	88.9	101.3	85.2
平金地	持ち家	125.9	126.5	122.7	124.3	127.6	124.8	123.6	120.0	116.9	114.2
(常/戸)	貸家	43.4	55.7	56.3	55.1	54.3	58.8	45.3	54.0	51.2	52.2
(光/戸)	給与住宅	_					_	_	_	_	97.0
傾	分譲住宅	102.2	114.9	115.8	115.9	118.7	120.4	97.3	105.8	102.9	103.6

資料:各年とも「建築統計の年間動向」(一般財団法人 建設物価調査会)

(2) 民間賃貸住宅の募集状況

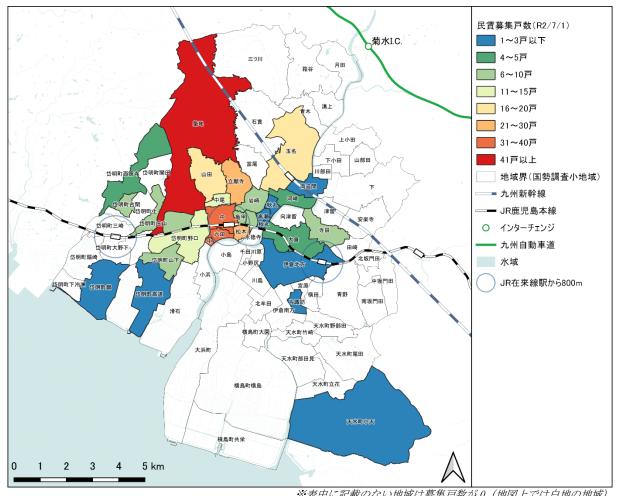
不動産ポータルサイトのうち、令和2年7月1日時点で本市内の賃貸住宅の掲載件数が最 も多かった民間不動産業者のホームページ(掲載物件数336件)を用いて、全掲載物件の所 在地、最寄り JR 在来線駅からの距離、築年数、家賃(共益費含む)、間取り、専有面積など をデータ化し、民間賃貸住宅の募集状況として整理しました。(以下、データ出典は特別の記 載がない限り民間不動産業者のホームページより)

①地域別の募集戸数

募集戸数が最も多かったのは築地の64戸で全体の19.0%を占めています。次いで六田36 戸、中32戸、立願寺25戸、松木24戸、山田20戸となっています。

秋丸. 3戸 | 松木 24 戸 片諏訪 3 戸 | 岱明町山下 9 戸 10 戸 | 立願寺 25 戸 | 大倉 1戸 4 戸 | 岱明町高道 岩崎 6戸 | 六田 亀甲 36 戸 | 寺田 6 戸 | 岱明町鍋 1戸 河崎 5 戸 64 戸 玉名 19 戸 岱明町西照寺 4 戸 築地 3 戸 高瀬 2 戸 中尾 両迫間 岱明町古閑 6戸 15 戸 32 戸 中 山田 20 戸 岱明町野口 11戸 岱明町庄山 7戸 繁根木 8 戸 | 伊倉北方 2 戸 | 岱明町下前原 8 戸 | 天水町小天 2戸

図 地域別民間賃貸住宅の募集戸数(合計 336 戸)



※表中に記載のない地域は募集戸数が0(地図上では白地の地域)

②JR 在来線駅からの距離

募集物件の JR 在来線最寄り駅 (大野下、玉名、肥後伊倉) からの距離をみると、14.9% (50戸) が徒歩 10 分圏 (約800m) に立地し、85.1% (286戸) が徒歩圏外に立地しています。

③形態

募集物件の形態は、アパートが 72.4% (244 戸) で最も多く、次いでマンション 23.8% (80 戸)、戸建 3.8% (12 戸) です。

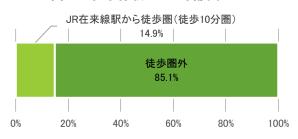
4 築年数

募集物件の築年数は、築 20 年以上が 53.0% (178 戸)で最も多く、次いで築 10 年以上 20 年未満の 25.0% (84 戸)であり、10 年以上が 78%を占めています。一方、築 1 年未満は7.7% (26 戸)と新築の供給もみられます。

JR 在来線駅からの距離圏別にみると、徒歩圏内の募集物件は築20年以上が70.0%を占めるなど、徒歩圏外の物件に比べて築年数が経ったものが多くなっています。

形態別築年数をみると、マンションでは築20年以上が70.0%を占めているのに対し、アパートでは47.1%にとどまるなど、アパートの方が築浅物件が多い状況です。

図 JR 在来線駅からの距離圏



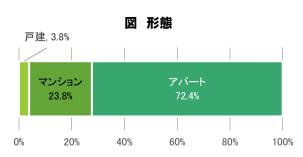


図 JR 在来線駅からの距離圏別築年数

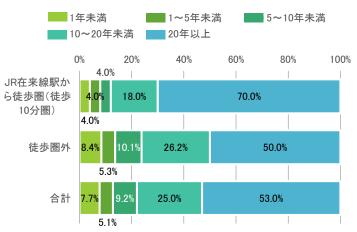
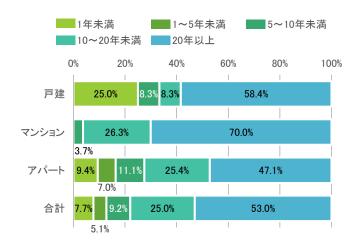


図 形態別築年数



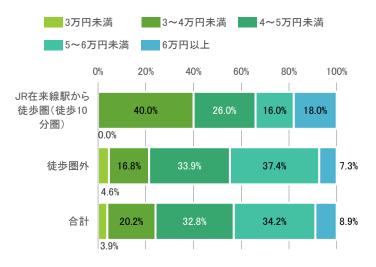
④共益費を含む賃料

募集物件の共益費を含む賃料は 5~6 万円未満が 34.2% (115 戸) で最も多 く、次いで 4~5 万円未満の 32.8% (110 戸) となっています。

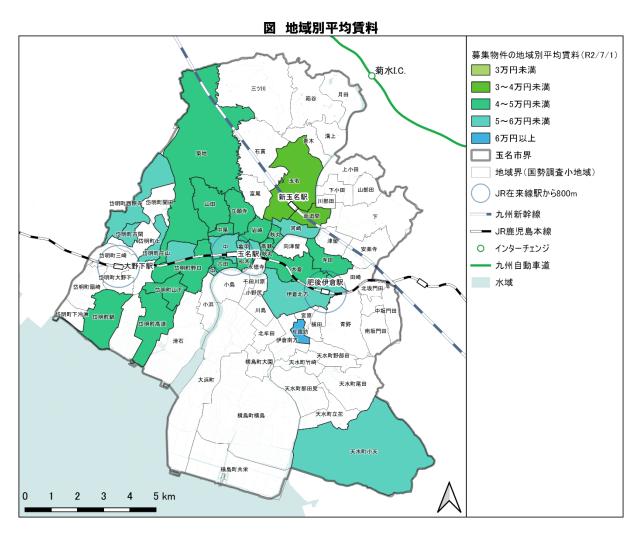
JR 在来線駅からの距離圏別にみると、徒歩圏内の募集物件は、ワンルームなどの狭い間取りの物件や古い物件が多いこともあり3~4万円未満が40.0%を占める一方で、6万円以上の物件も18.0%(30戸)あり、立地の良さから比較的高い賃料の物件が供給されていることがうかがえます。

地域別に平均賃料をみると、戸建が

図 JR 在来線駅からの距離圏別賃料



3 戸のみの片諏訪では平均 7.00 万円と突出して高くなっています。JR 玉名駅周辺の地域では、亀甲(募集 6 戸)で平均 5.58 万円、中(募集 32 戸)で平均 5.36 万円となっています。



⑤間取り

募集物件の間取りは、2 L D K が22.0% (74 戸) で最も多く、次いで1 R、1 K と 2 K、2 D K がそれぞれ17.9% (60 戸) となっています。

いずれの間取りとも30戸を超えており、様々な間取りの物件がバランス良く募集されています。

JR 在来線駅からの距離圏別にみると、徒歩圏内の募集物件は1R、1Kが24.0%、3K,3DKが22.0%を占めており、一居室の物件や古い物件が多めであることがうかがえます。

6 専有面積

募集物件の専有面積は、50~60 ㎡以下が 33.3% (112 戸)で最も多く、次いで 40~50 ㎡以下の 27.1% (91 戸)となっており、これら 40 ㎡から 60 ㎡以下の合計が 60.4%を占めています。

JR 在来線駅からの距離圏別にみると、徒歩圏内の募集物件は 1R,1K、3K,3DK がそれぞれ比較的多いこともあり、25~30 ㎡以下が 20.0%、60 ㎡超が18.0%を占めています。

地域別に平均専有面積をみると、戸建が 3 戸のみの片諏訪では平均 89.4 ㎡、2 戸 (マンション、戸建)のみの天水町小天では平均 70.0 ㎡と、この 2 地域が突出して広くなっています。 平均専有面積が 30 ㎡を下回っているのは岱明町高道(1 戸 25.0 ㎡)と高瀬(2 戸 26.1 ㎡)です。

図 JR 在来線駅からの距離圏別間取り

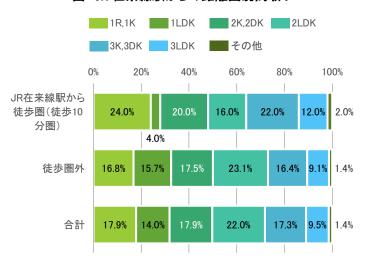
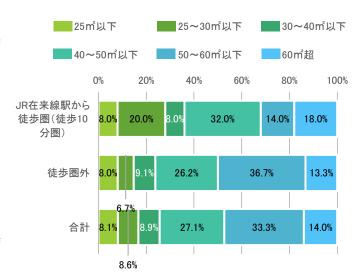
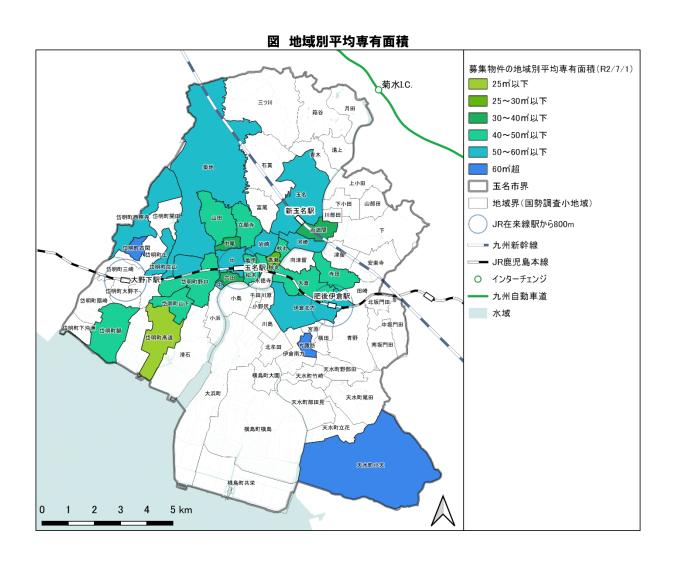


図 JR 在来線駅からの距離圏別専有面積





(3) 本市の住宅市場の動向に関する民間事業者へのヒアリング調査

(1)ヒアリング調査の概要

〇目的

本市の住宅市場の特徴や今後の動向等について、市内の不動産業者等から聞き取り調査を実施しました。

〇調査対象者

- 宅地建物取引業協会 玉名支部 支部長(売買 50%、賃貸仲介 30%、賃貸管理 15%、その他 5%)
- 2. 総合建設業 代表取締役 (本社市内) (戸建住宅建設戸数は 5~6 戸/年で、建て売り、 団地開発等は行っておらず施主からの注文住宅建設及び住宅のリフォーム)

〇調査日

令和2年7月22日(水曜日)

②宅建事業者調査へのヒアリング結果

ア)賃貸住宅の入居希望の傾向

- ・入居希望者は、単身、若年ファミリー層、高齢単身者が多い。
- ・単身者の入居物件では、新築や築年数の短い住宅の需要が高い。
- ・若年ファミリーの入居希望物件では、広さ・間取りや立地条件(学校区、生活環境)に ついての希望が多い。
- ・高齢単身者では、低家賃で低層階の住宅の希望が多い。

イ) 賃貸住宅入居にあたっての課題

・住宅困窮者、生活困窮者(生活保護受給者)に対する低家賃物件の提供が困難である。

ウ) 賃貸住宅市場の今後の動向

- ・自然災害の被害の増加等に伴い、住宅取得よりも賃貸住宅への入居を考える人が増え るのではないか。
- ・銀行からの融資が厳しく、賃貸住宅の建設は停滞している。

エ) 賃貸住宅市場を活性化させるための課題

・立地条件や住空間を重視し、住宅設備を充実させる。

オ) 土地等の購入物件の傾向

- ・土地等の買主は、市内在住の若年ファミリーが多い。
- ・土地は、立地条件により需要が異なる。
- ・中古住宅の売れ筋の価格が低下している。

カ) 空き家の分布、物件特性及び空家対策

- ・購入者が決まらない物件は、郊外・まちなかに関わらず築年数の長い住宅。
- ・空き家の所有者に対し利用の意向を聞き取り、処分や利活用の方法を提案する。

キ) 住宅マスタープランの策定、今後の施策についての意見

・計画策定後の実施段階では、庁内各課による協議会を作り、総合的な意見交換を行う ことを検討してはどうか。

- ・放置された土地、空き地の利活用について、民間業者が説明・提案するより行政から 行う方が効果的である。民間業者と行政との情報交換など連携が必要である。
- ・市の補助により空き家をリフォームし、市営住宅として住宅困窮者支援や移住者のお ためし住宅として活用してはどうか。
- ・空き家に伴う付随する農地 (1 ㎡以上) を移住者に売却できるよう条例の改正を要望している。
- ・空き家、農地の利活用促進のためには、土地売買に関する取得税の軽減、固定資産税 の減免などが可能かどうかの検討が必要である。
- ・一般の賃貸住宅物件を含めた空き家バンクのあり方や移住者への情報提供など一元化 した組織が必要ではないか。その受け皿として、宅建協会玉名支部内の不動産流通促 進会(玉名市、玉東町、南関町、和水町)が考えられる。

③総合建設事業者へのヒアリング調査の結果

ア)住宅新築の動向

- ・自社で建築した住宅の建て主は、ほとんど市内在住で、30~40代のファミリー層である。また、土地は自己所有(家族所有)しており、住宅は高級志向(グレードの高い部屋の装飾、趣味の部屋)の方が多い。
- ・ハウスメーカーなどによる住宅販売の立地をみると、市内居住者であれば敬遠するような災害の危険性のある土地であることが多い。
- ・共同賃貸住宅の建設は少なく、数年に1件である。
- ・市内では中層の共同賃貸住宅、分譲マンションの建設はほとんどない。
- ・築地地区の住宅地開発地では 10~15 万円/坪と高い地価となっている。駅前の地区で も 10~13 万円/坪である。
- ・駅前周辺では空き地が少ない。
- ・駅前周辺では空き家は多いが、旧街道沿いの街並みなので間口が狭く、奥行きが長い 土地であり、隣の建物と壁を共有しているので、取り壊しも困難である。
- ・玉名町小学校区内で住宅を購入したい希望者は潜在的に多いと思うが、建築可能な土 地が少ない。

イ)移住者の動向

- ・熊本市への通勤圏内の距離にあると思うが、実態として通勤している人は少なく、熊本市に住んでいる人が本市に住宅を求めてくる人はほとんどいないのではないか。
- ・本市が一つの生活圏を形成していると思う。長洲町は荒尾市や大牟田市に依存し、玉 東町は熊本市に依存していると思う。

ウ) 市営住宅のあり方

・住宅困窮者の定住を促進するためには市営住宅は必要である。

エ) 住宅マスタープランの策定、今後の施策についての意見

・高瀬地区では古くからの建築物(一部3階建て)があり、歴史的町並みを形成している。しかし、菊池川と繁根木川に挟まれていることから水害の被害をたびたび受けている。

- ・津波や洪水が発生した際に、本市東部の地域から菊池川を渡って避難する際の避難路 の確保が不十分である。特に、高瀬大橋と小島橋が大渋滞に陥っている。
- ・ 高齢者を対象としたサービス付き高齢者向け住宅は数件立地しており、今後も需要は 高いものと思われる。
- ・本市の住宅地としての特性を明らかにできないか。昔に比べ他都市へ出向かなくても 市内で生活のすべてが完結できているように思う。
- ・道路などのインフラも大切だが、ネット環境の発達による生活様式の変化が著しいた め、高齢者の生活支援などに対応したインフラの一部としてネット環境の充実が必要 ではないか。

4. 市民の意識調査

4-1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民を対象とする調査、市営住宅入居者を対象とする調査の 2 つの アンケート調査を下表に占めす概要のとおり実施しました。

		24 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		市民アンケート調査	市営住宅入居者アンケート調査
調査の目的		市民の住生活に関する評価やニーズ、本市の住	市営住宅入居者の住生活、居住環境、住宅状況
		生活関連施策の認知度等を把握する。	に関する評価やニーズを把握する。
調	査項目	・居住している住宅について	・居住している団地の満足度について
		・将来の住宅の希望・予定について	・将来の住宅の希望・予定について
		・市営住宅について	・市営住宅について
		・本市の住宅施策について	・調査回答者の属性
		・調査回答者の属性	
調	査対象	本市内に居住する年齢 18 歳以上の 2,000 人	市営住宅に入居の世帯主(もしくは名義人)
調	査方法	住民基本台帳より調査対象者を無作為に抽出し、	調査対象者に郵送により調査票を自宅に配布し
		郵送により調査票を自宅に配布し、郵送により回	回収した。
		収した。	
調査	発送	令和2年7月10日・11日(熊本県内の大雨によ	令和2年7月10日・11日(熊本県内の大雨によ
期間		る水害発生により、一部地域で遅配あり)	る水害発生により、一部地域で遅配あり)
	締め切り	令和 2 年 7 月 27 日	令和 2 年 7 月 27 日
回収状況		763 票(回収率 38.2%)	504 票(回収率 49.0%)

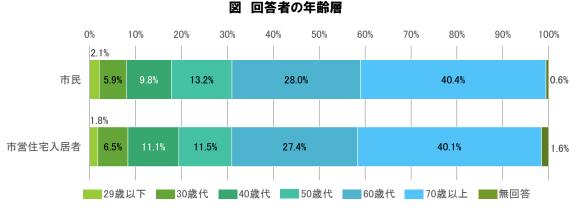
表 アンケート調査の概要

4-2 調査結果

(1) 回答者の主な属性

①年齢

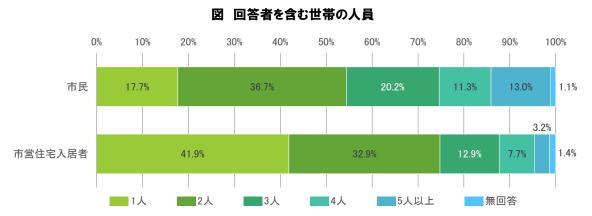
市民アンケート調査及び市営住宅入居者アンケート調査の回答者の年齢層の構成をみると 両調査の構成比はほとんど同じです。いずれも「70歳以上」の割合が4割を占め最も高く、 続いて「60歳代」が3割弱、「50歳代」及び「40歳代」がそれぞれ1割前後ずつ、「30歳代」 が6%前後、「29歳以下」が2%前後です。



(市民アンケート調査、市営住宅入居者アンケート調査)

②世帯人員

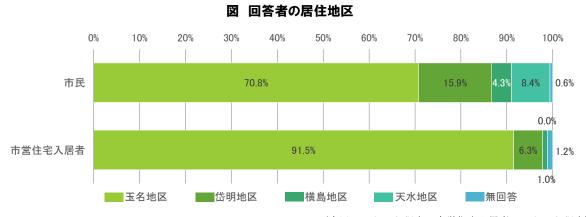
回答者を含む世帯の人員をみると、市民アンケート調査では「2人」の割合が36.7%で最も高く、次いで「3人」が20.2%、「1人」が17.7%となっているのに対し、市営住宅入居者アンケート調査では、「1人」の割合が41.9%で最も高く、「2人」が32.9%でつづき、2人以下の割合の合計は74.8%に達しています。4人以上の割合の合計をみると、市民アンケート調査では24.3%であるのに対し、市営住宅入居者アンケート調査では10.9%と半分以下の割合となっています。



(市民アンケート調査、市営住宅入居者アンケート調査)

③居住地区

回答者の居住地区をみると、いずれも「玉名地区」が過半数を占め、次いで「岱明地区」の割合が高いことは共通しています。市民アンケート調査では「玉名地区」の割合が70.8%であるのに対し、市営住宅入居者アンケート調査では91.5%を占めており、市営住宅の立地が玉名地区に集中している状況を反映した構成となっています。



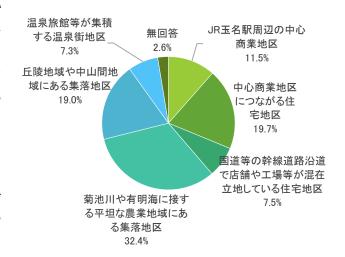
(市民アンケート調査、市営住宅入居者アンケート調査)

④居住地区の特性

市民アンケート調査回答者の居住地 区の特性をみると、「菊池川や有明海に 接する平坦な農業地域にある集落地区」 の割合が 32.4%で最も高く、次いで「中 心商業地区につながる住宅地区」の 19.7%、「丘陵地域や中山間地域にある 集落地区」の19.0%となっています。

「JR 玉名駅周辺の中心商業地区」から 「国道等の幹線道路沿道で店舗や工場 等が混在立地している住宅地区 までの 3 区分の合計が38.7%、「菊池川や有明 海に接する平坦な農業地域にある集落

図 居住地区の特性(市民アンケート調査)



地区」から「温泉旅館等が集積する温泉街地区」までの3区分が58.7%です。

(2) 居住している住宅について

①住宅の種類

市民アンケート調査の回答者が居住している住宅の種類をみると「一戸建持ち家」の割合 が 78.2%で最も高く、次いで「民間賃貸のアパート・マンション」が 9.0%となっています。 「一戸建持ち家」と「分譲マンション」の割合の合計は80.0%であり、借家の割合は18.2% です。(借家は、「一戸建借家」「民間賃貸のアパート・マンション」「市営住宅」「社宅・寮」 をあわせたもの。以下「借家」とあるものは同様。)

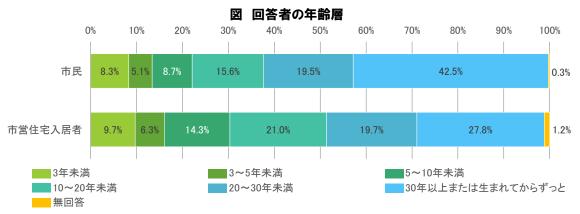
年齢別に居住している住宅の種類をみると、年齢層が高くなるにつれて「一戸建持ち家」 の割合が高まる傾向が顕著です。借家の割合に着目すると29歳以下は81.3%に達し、30歳 代は44.4%、40歳代は34.6%を占めています。

10% 20% 30% 40% 50% 60% 80% 100% 1.8% 計 78.2% 4.2% 9.0% 4.1% 29歳以下 18.7% 12.5% 12.5% 30歳代 53.4% 13.3% 28.9% 40歳代 64.1% 26.7% 1.3% 1.0% 50歳代 76.1% 4.0% 5.0% 3.0% 0.9% 0.5% 60歳代 1.6% 0.6% 3.2% 2.9% 70歳以上 88 2% 一戸建持ち家 ■分譲マンション 一戸建借家 社宅・寮 民間賃貸のアパート・マンション 市営住宅 間借り その他 無回答 「間借り」「その他」「無回答」の割合は未掲載

図 年齢層別居住している住宅の種類(市民アンケート調査)

②現在の住宅に居住し始めてからの経過年数

回答者が現在の住宅に居住し始めてからの経過年数をみると、市民アンケート調査では、「30 年以上または生まれてからずっと」の割合が 42.5%で最も高く、次いで「20~30 年未満」が 19.5%、「10~20 年未満」が 15.6%となっており、10 年以上の割合を合計すると 77.6% となります。市営住宅入居者アンケート調査でも「30 年以上または生まれてからずっと」の割合が最も高いのですが、27.8%にとどまっており、次いで「20~30 年未満」が 19.7%、「10~20 年未満」が 21.0%となっており、市営住宅入居者は、市民と比較して居住年数が「5~10 年未満」及び「10~20 年未満」の割合が高くなっています。



(市民アンケート調査、市営住宅入居者アンケート調査)

(3) 居住している住宅や周辺環境の評価

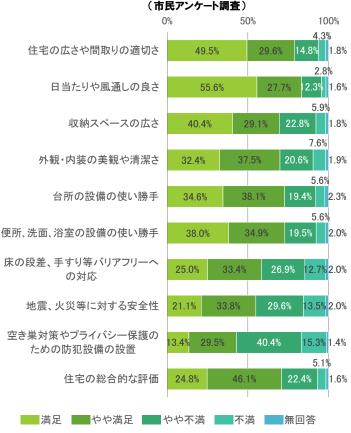
①住宅の現状に対する評価

ア) 市民アンケート調査

市民アンケート調査の回答者が居住している「住宅の総合的な評価」は「満足」が 24.8%、「やや満足」が 46.1%で、計 70.9%がプラス評価でした。「やや不満」は 22.4%、「不満」は 5.1%で計 27.5%がマイナス評価でした。

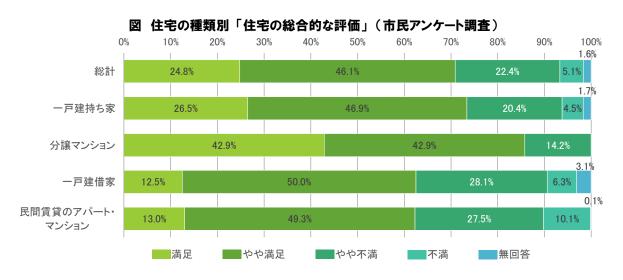
項目別にみると、「満足」及び「やや満足」の合計の割合が最も高いのは「日当たりや風通しの良さ」(83.3%)で、次いで「住宅の広さや間取りの適切さ」(79.1%)となっています。「やや不満」及び「不満」の合計の割合が最も高いのは「空き巣対策やプライバシー保護のための防犯設備の設置」(55.7%)で、マイナス評価が過半数である唯一の項目でした。

図 住宅の現状に対する評価

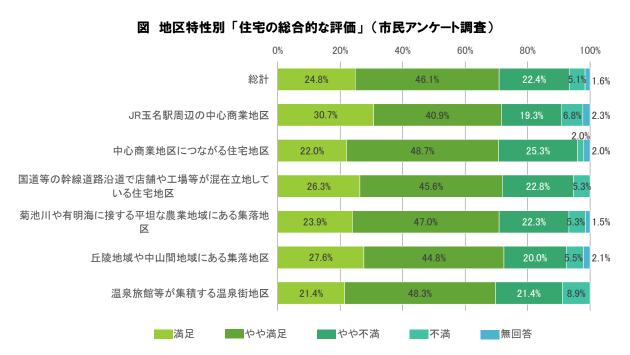


次いで「地震、火災等に対する安全性」(43.1%)、「床の段差、手すり等バリアフリーへの 対応」(39.6%) となっています。

住宅の総合的な評価を住宅の種類別にみると、「満足」及び「やや満足」の合計の割合が最も高いのは「分譲マンション」で85.8%に達しています。次いで「一戸建持ち家」(73.4%)となっています。一方「やや不満」及び「不満」の合計の割合が最も高いのは「民間賃貸のアパート・マンション」(37.6%)で、次いで「一戸建借家」(34.4%)となっています。全体的に持ち家では総合的な評価が高く、借家では低いという傾向です。



住宅の総合的な評価を地区特性別にみると、「満足」及び「やや満足」の合計割合はいずれの地区でも7割前後となっています。「満足」の割合が最も高いのは「JR 玉名駅周辺の中心商業地区」(30.7%)で、次いで「丘陵地域や中山間地域にある集落地区」(27.6%)となっています。「不満」及び「やや不満」の合計割合が最も高いのは「温泉旅館等が集積する温泉街地区」(30.3%)であり、次いで「国道等の幹線道路沿道で店舗や工場等が混在立地している住宅地区」(28.1%)となっています。



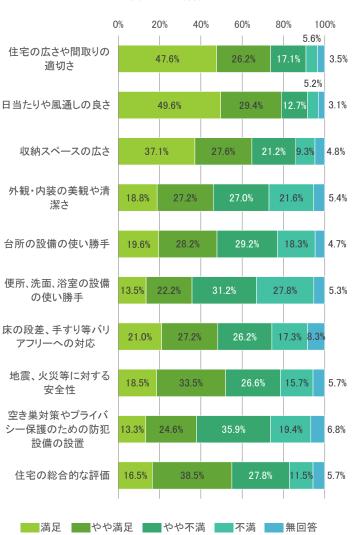
イ) 市営住宅入居者アンケート調査

市営住宅入居者アンケート調査の 回答者が居住している「住宅の総合 的な評価」は「満足」が 16.5%、「や や満足」が 38.5%で、計 55.0%がプ ラス評価でした。「やや不満」は 27.8%、「不満」は 11.5%で計 39.3% がマイナス評価でした。

マイナス評価の割合を市民アンケート調査(27.5%)と比較すると、市営住宅入居者アンケート調査では11.8ポイント高くなっています。

項目別にみると、「満足」及び「や や満足」の合計の割合が最も高いの は「日当たりや風通しの良さ」 (79.0%)で、次いで「住宅の広さや 間取りの適切さ」(73.8%)となって います。「やや不満」及び「不満」の 合計の割合が最も高いのは「便所、洗 面、浴室の設備の使い勝手」(59.0%) で、次いで「空き巣対策やプライバ シー保護のための防犯設備の設置」 (55.3%)、「外観・内装の美観や清 潔さ」(48.6%)、「台所の設備の使い 勝手」(47.5%)となっています。

図 住宅の現状に対する評価 (市営住宅入居者アンケート調査)

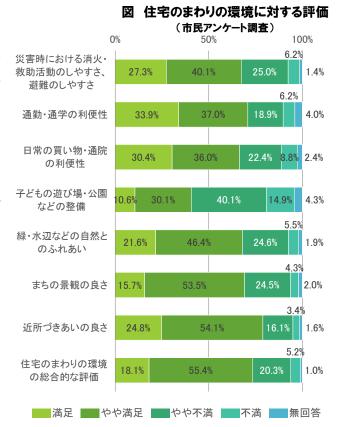


②住宅のまわりの環境に対する評価

ア) 市民アンケート調査

市民アンケート調査の回答者が居住している「住宅のまわりの環境の総合的な評価」は「満足」が18.1%、「やや満足」が55.4%で、計73.5%がプラス評価でした。「やや不満」は20.3%、「不満」は5.2%で計25.5%がマイナス評価でした。

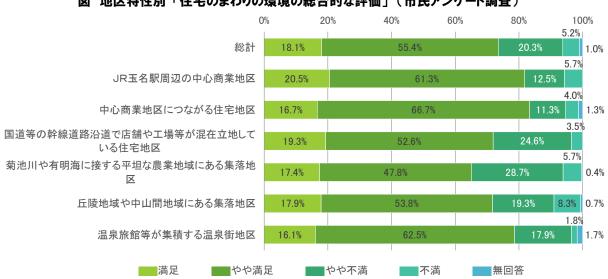
項目別にみると、「満足」及び「やや満足」の合計の割合が最も高いのは「近所づきあいの良さ」(78.9%)で、次いで「通勤・通学の利便性」(70.9%)となっています。「やや不満」及び「不満」の合計の割合が最も高いのは「子どもの遊び場・公園などの整備」(55.0%)で、マイナス評価が過半数である唯一の項目でした。次いで「災害時における消火・救助活動のしやすさ、避難の



しやすさ」及び「日常の買い物・通院の利便性」(いずれも31.2%)となっています。

住宅のまわりの環境の総合的な評価を地区特性別にみると、「満足」の割合はいずれの地区でも16~20%前後となっています。「満足」及び「やや満足」の合計割合が最も高いのは「中心商業地区につながる住宅地区」(83.4%)で、次いで「JR 玉名駅周辺の中心商業地区」(81.8%)となっています。「不満」及び「やや不満」の合計割合がもっと高いのは「菊池川や有明海に接する平坦な農業地域にある集落地区」(34.4%)であり、次いで「国道等の幹線道路沿道で店舗や工場等が混在立地している住宅地区」(28.1%)となっています。

図 地区特性別「住宅のまわりの環境の総合的な評価」(市民アンケート調査)



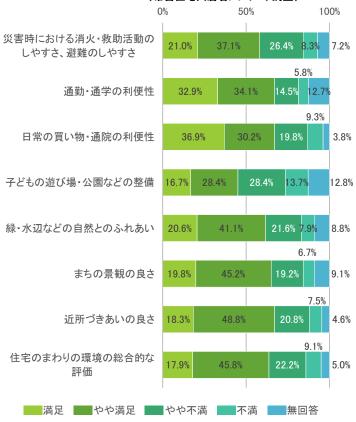
イ) 市営住宅入居者アンケート調査

市営住宅入居者の回答者が居住している「住宅のまわりの環境の総合的な評価」は「満足」が17.9%、「やや満足」が45.8%で、計63.7%がプラス評価でした。「やや不満」は22.2%、「不満」は9.1%で計31.3%がマイナス評価です。

マイナス評価を市民アンケート調査(25.5%)と比較すると、市営住宅 入居者アンケート調査では5.8 ポイント高くなっています。

項目別にみると、「満足」及び「や や満足」の合計の割合が最も高いの は「日常の買い物・通院の利便性」 及び「近所づきあいの良さ」(いずれ も 67.1%)の2項目ですが、前者は 「満足」の割合が高いのに対し、後 者は「やや満足」の割合が高いとい う違いがあります。僅差で続いたの は「通勤・通学の利便性」で 67.0% です。

図 住宅のまわりの環境に対する評価 (市営住宅入居者アンケート調査)



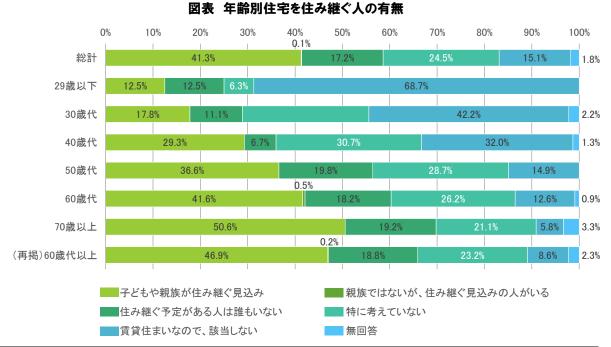
「やや不満」及び「不満」の合計の割合が最も高いのは「子どもの遊び場・公園などの整備」(42.1%)で、次いで「災害時における消火・救助活動のしやすさ、避難のしやすさ」(34.7%)となっています。

(4) 将来の住宅の希望や予定

①現在の住宅を住み継ぐ人の有無

市民アンケート調査において、「将来、現在の住宅をあなたの後に住み継ぐ人」についてたずねたところ「子どもや親族が住み継ぐ見込み」の割合が41.3%で最も高く、「住み継ぐ予定がある人は誰もいない」は17.2%、「特に考えていない」は24.5%でした。

年齢別にみると、年齢が高くなるほど「子どもや親族が住み継ぐ見込み」の割合が高くなる傾向がみられます。60歳代以上をみると、「子どもや親族が住み継ぐ見込み」の割合は46.9%に達していますが、一方で「住み継ぐ予定がある人は誰もいない」(18.8%)と「特に考えていない」(23.2%)の合計の42.0%が住み継ぐ予定がなく、これらは近い将来空き家となる可能性がある空家予備軍であると捉えることも可能です。



親族ではない 住み継ぐ予定が 特に考えていな「賃貸住まいなの 子どもや親族が が、住み継ぐ見ある人は誰もい 無回答 合計 住み継ぐ見込み で、該当しない 込みの人がいる ない 187 14 763 回答数 総計 315 131 115 29 歳以下 0 11 0 16 2 30 歳代 8 0 5 12 19 45 22 0 5 23 24 75 40 歳代 0 20 0 101 50 歳代 37 29 15 60 歳代 89 39 56 27 214 156 0 10 308 70 歳以上 59 65 18 0 0 無回答 1 1 構成比 15.1% 41.3% 0.1% 17.2% 24.5% 1.8% 100.0% 総計 29 歳以下 12.5% 0.0% 100.0% 12.5% 0.0% 6.3% 68.7% 30 歳代 17.8% 0.0% 11.1% 26.7% 42.2% 2.2% 100.0% 40 歳代 29.3% 0.0% 6.7% 30.7% 32.0% 1.3% 100.0% 19.8% 0.0% 100.0% 50 歳代 36.6% 0.0% 28.7% 14.9% 60 歳代 41.6% 0.5% 18.2% 26.2% 12.6% 0.9% 100.0% 70 歳以上 50.6% 0.0% 19.2% 21.1% 5.8% 3.3% 100.0% (再掲) 46.9% 0.2% 18.8% 23.2% 8.6% 2.3% 100.0% 60 歳代以上

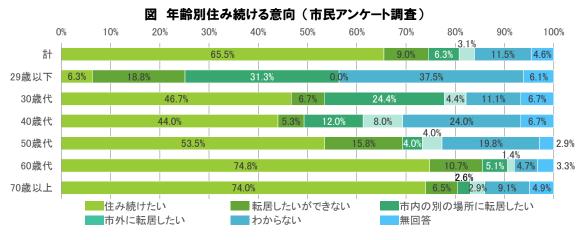
(市民アンケート調査)

②住み続ける意向

ア) 市民アンケート調査

市民アンケート調査において、「将来も、現在の住宅に住み続けたいと思うか」をたずねたところ「住み続けたい」の割合が65.5%で最も高く、「転居したいができない」が9.0%、「市内の別の場所に転居したい」が6.3%、「市外に転居したい」が3.1%でした。

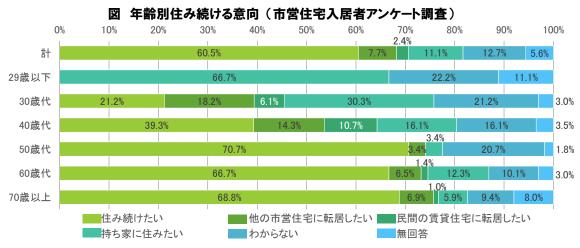
年齢別にみると、「住み続けたい」の割合が 60 歳代以上の年齢層では 75%前後、30~50 歳代の年齢層では 45%前後から 50%強を占めました。「市外に転居したい」は、40 歳代では 8.0%を占め最も割合が高く、40 歳代や 50 歳代でも 4%程度を占め、他の年齢層よりも市外への転居意向がやや高くなっています。「転居したいができない」は 29 歳以下 (18.8%)、50 歳代 (15.8%)、60 歳代 (10.7%) で比較的高くなっています。



イ) 市営住宅入居者アンケート調査

市営住宅入居者アンケート調査において、「将来も、現在の団地に住み続けたいと思うか」をたずねたところ「住み続けたい」の割合が 60.5%で最も高く、「他の市営住宅に転居したい」が 7.7%、「持ち家に住みたい」が 11.1%、「わからない」が 12.7%でした。

年齢別にみると、「住み続けたい」の割合が50歳代以上の年齢層では70%前後ですが、40歳代以下の世代では40%を下回りました。「他の市営住宅に転居したい」は、30歳代では18.2%、40歳代では14.3%を占め、比較的割合が高くなっています。「民間の賃貸住宅に転居したい」は40歳代(10.7%)で比較的高く、「持ち家に住みたい」は40歳代以下の年齢層で比較的高くなっています。



③転居できない理由

市民アンケート調査において、「将来も、現在の住宅に住み続けたいと思うか」という設問に対して「転居したいができない」と回答した69名にその理由(一番の理由)をたずねたところ、「経済的に無理だと思うため」の割合が71.0%で特に高く、「先祖代々の土地のため」が17.4%で続きました。

④転居したい理由

市民アンケート調査において、「将来も、現在の住宅に住み続けたいと思うか」という設問に対して「市内の別の場所に転居したい」又は「市外に転居したい」と回答した72名にその理由(一番の理由)をたずねたところ、「生活利便性(買い物、通院、通勤・通学等)が低いため」の割合が20.8%で最も高く、次いで「現在の住宅、設備に不満があるため」が16.7%、「持ち家取得のため」が15.3%となりました。

⑤転居先として希望する住宅の種類

市民アンケート調査において、「将来も、現在の住宅に住み続けたいと思うか」という設問に対して「市内の別の場所に転居したい」又は「市外に転居したい」と回答した72名に、転居先として希望する住宅の種類をたずねたところ、「一戸建持ち家」の割合が51.4%と過半数を占め、次いで「民間賃貸のアパート・マンション」が16.7%、「分譲マンション」が11.1%となりました。「一戸建持ち家」と「分譲マンション」との持ち家の合計の割合は62.5%を占めました。

図 転居したいができない一番の理由 (市民アンケート調査)

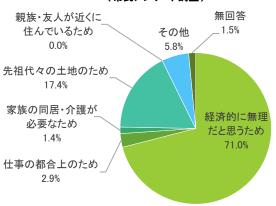


図 転居したい一番の理由 (市民アンケート調査)

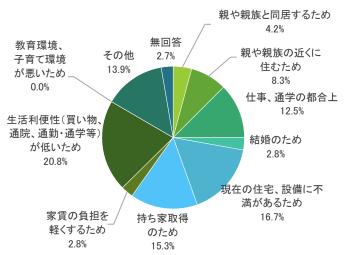
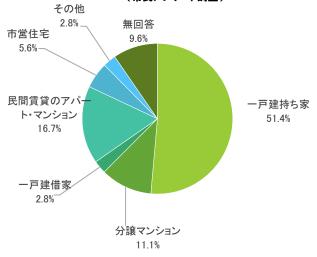
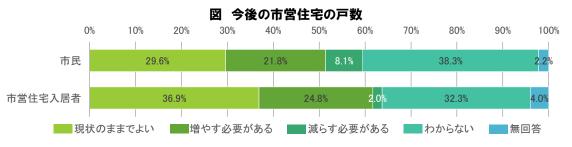


図 転居先として希望する住宅の種類 (市民アンケート調査)



(5) 今後の市営住宅の戸数

両調査において、「今後、市営住宅の戸数をどうすべきか」についてたずねたところ、「現状のままで良い」の割合は、市民アンケート調査では29.6%、市営住宅入居者アンケート調査では36.9%でした。「増やす必要がある」はそれぞれ21.8%と24.8%、「減らす必要がある」は市民アンケート調査の8.1%に対し市営住宅入居者アンケート調査では2.0%で、「わからない」はいずれの調査でも3割を超えています。全体的には「現状のままで良い」及び「増やす必要がある」が比較的多いものの、「わからない」とする方も同程度かそれ以上おり、市民の間でも意見が分かれているようです。

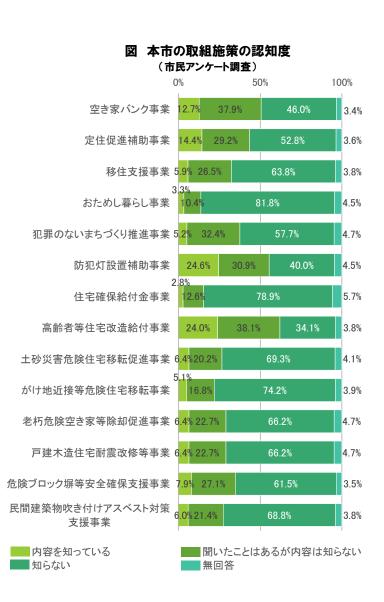


(市民アンケート調査、市営住宅入居者アンケート調査)

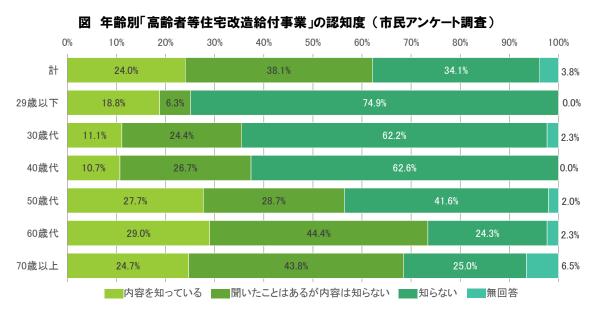
(6) 本市の取組施策の認知度

市民アンケート調査において、「本市の取組施策を知っているか」をたずねたところ、「内容を知っている」の割合が最も高かった施策は「防犯灯設置補助事業」の 24.6%で、次いで「高齢者等住宅改造給付事業」の 24.0%でした。「内容を知っている」に「聞いたことはあるが内容は知らない」を加えた割合が過半数となったのは、先の 2 施策と「空き家バンク事業」の計3 施策のみでした。

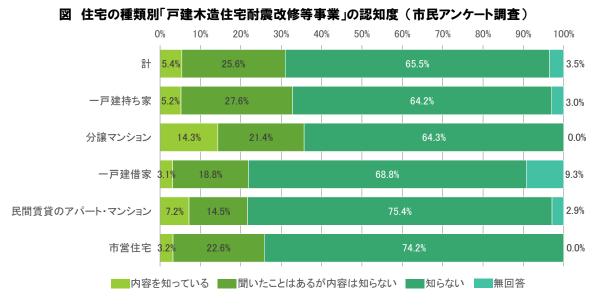
一方、「知らない」の割合が最も高かった施策は「おためし暮らし事業」の81.8%で、次いで「住宅確保給付金事業」(78.9%)、「がけ地近接等危険住宅移転事業」(74.2%)でした。



「高齢者等住宅改造給付事業」の認知度を年齢別にみたところ、50歳代以上の年齢層では「内容を知っている」と回答した人の割合が40歳代以下の年齢層の2倍以上となっており、必要な年齢層の方に一定の認知度があります。しかし、「聞いたことはあるが内容は知らない」は60歳代では44.4%、70歳以上では43.8%に達しており、「知らない」と回答した人の割合は、50歳代で41.6%、60歳代以上の年齢層では25%程度を占めています。



「戸建木造住宅耐震改修等事業」の認知度を住宅の種類別、特に施策対象である「一戸建持ち家」についてみると、「内容を知っている」はわずか5.2%、「聞いたことはあるが内容は知らない」をあわせても合計の割合は32.8%にとどまり、「知らない」は64.2%に達しています。

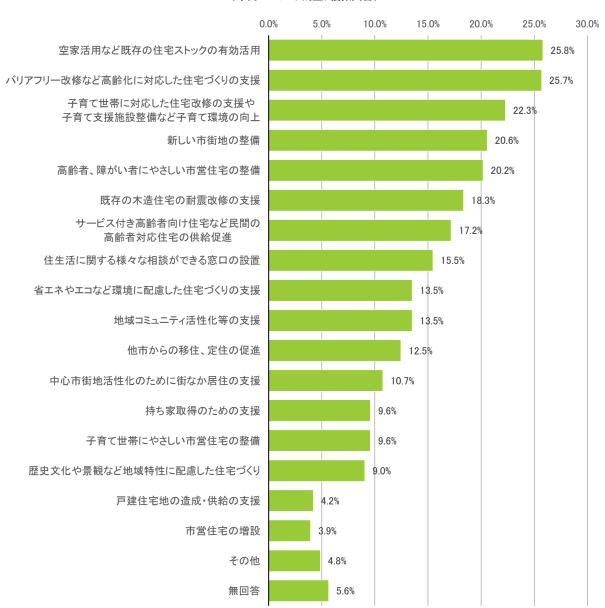


以上のように、本市においても様々な住生活関連施策が実施されていますが、それぞれ対象となる市民に十分に認知されていない状況があると考えられ、今後は周知方法を工夫するなど的確に情報が届けられるようにすることが期待されます。

(7) 住生活向上のために重視すべきこと

市民アンケート調査において、「市民の皆さまの住生活を向上させるには、今後何を重視するべきか」をたずねたところ、「空家活用など既存の住宅ストックの有効活用」の割合が25.8%で最も高く、僅差で「バリアフリー改修など高齢化に対応した住宅づくりの支援」(25.7%)が続きました。さらに「子育て世帯に対応した住宅改修の支援や子育て支援施設整備など子育て環境の向上」(22.3%)、「新しい市街地の整備」(20.6%)、「高齢者、障がい者にやさしい市営住宅の整備」(20.2%)の順となり、この5項目が20%を超え5人に1人以上が「重視すべきこと」として支持しています。

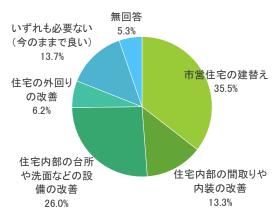
図 住生活向上のために重視すべきこと (市民アンケート調査、複数回答)



(8) 市営住宅について市が取り組むべきこと

市営住宅入居者アンケート調査において、「市営住宅について、市が取り組むべきこと」をたずねたところ、「市営住宅の建替え」の割合が35.5%で最も多く、次いで「住宅内部の台所や洗面などの設備の改善」(26.0%)、「いずれも必要ない(今のままで良い)」(13.7%)、「住宅内部の間取りや内装の改善」(13.3%)の順となりました。

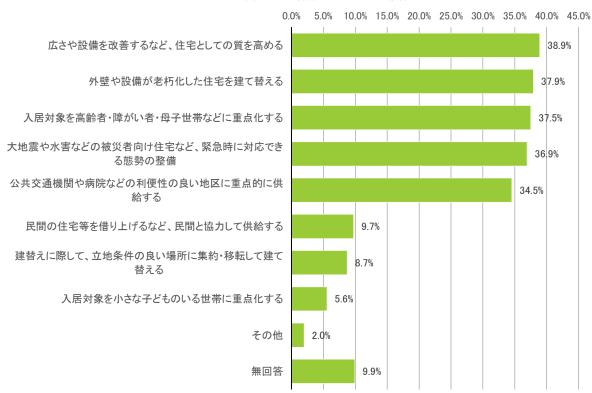
図 市営住宅について 市が取り組むべきこと (市営住宅入居者アンケート調査)



(9) 市営住宅の供給・管理にあたって重視すべきこと

市営住宅入居者アンケート調査において、「今後、市営住宅は何を重視し供給・管理すべきか」をたずねたところ、「広さや設備を改善するなど、住宅としての質を高める」の割合が38.9%で最も高く、次いで「外壁や設備が老朽化した住宅を建て替える」(37.9%)、「入居対象を高齢者・障がい者・母子世帯などに重点化する」(37.5%)、「大地震や水害などの被災者向け住宅など、緊急時に対応できる態勢の整備」(36.9%)、「公共交通機関や病院などの利便性の良い地区に重点的に供給する」(34.5%)の順となり、これら上位5項目と下位の項目への支持割合がはっきり分かれる形となりました。

図 市営住宅の供給・管理にあたって重視すべきこと (市営住宅入居者アンケート調査、複数回答)



5. 施策課題の設定

本市の住宅事情や住宅需要、上位・関連計画や市民アンケート調査結果等をふまえると、本市 の住生活に関する課題は次のように整理することができます。

【A居住者からの視点】

- ■若年ファミリーを中心とした定住・移住を促進する必要がある
- ■世帯構成の変化や多様化する市民ニーズにあわせた住環境を提供し、居住の安定確保を図る必要がある
- ■高齢者等の居住の安定確保と住まいのバリアフリー化を進める必要がある

【B住宅ストックからの視点】

- ■老朽化した市営住宅の建替え等を早急に進める必要がある
- ■空家対策の充実・利活用の促進策を講じる必要がある
- ■木造住宅の耐震化を促進する必要がある

【C産業・地域からの視点】

- ■賃貸住宅の供給・質の向上を図る必要がある
- ■集落地域の活力の維持・活性化を図る必要がある
- ■災害、犯罪に強い安全・安心な住環境の形成を支援する必要がある

【A~Cからの視点】(施策の推進からの視点)

■効果的に利用してもらえるように市の制度・事業の市民の認知度を高める必要がある

【A居住者からの視点】

■若年ファミリーを中心とした定住・移住を促進する必要がある

- ・30年前と比較すると、本市の30歳代と10代以下の人口がほぼ半減し、若年ファミリーに相当する世代の減少傾向が顕著です。また、世帯主が40歳代以下の世帯の割合は県平均を下回っており、本市は若い子育て世帯が相対的に少なく、世帯主が高齢の世帯が多い状況です。若い世代が減り、高齢者がさらに増加した人口構造をさらに進行させないよう、40代以下のファミリー層を中心とした世帯の転入等による増加策や、現在の10代以下子ども達が将来定住を志向してくれるような取組を行うことが重要な課題です。
- ・国勢調査によると、過去5年間の転居・転入・転出の状況は、市内の転居が6,482人、市外からの転入が5,787人、市外への転出が6,230人であり転出超過は443人でした。市民アンケートによると転居を希望する理由は、「生活利便性が低い」(20.8%)、「現在の住宅や設備に不満がある」(16.7%)でした。また、転居先として希望する住宅の種類は持ち家が合計6割超[「一戸建持ち家」(51.4%)「分譲マンション」(11.1%)]でした。このような状況をふまえ、生活利

便性を高めるまちづくりと連動しながら、市内での住宅取得や転居先を確保できるような環境・ 市場を整えることが重要です。

・本市では9つのメニューからなる定住促進事業を実施しており、平成29年度は定住者136人といった一定の成果を上げてきました。しかし、同様の事業を行っている他都市は大変多く、自治体間で移住・定住者を奪い合っているのが現状です。そのため、移住・定住者が本市に求めるものを的確に把握するとともに他都市と差別化する手法等を検討し、金銭的なサポート、生活面でのサポート、子育てサービス対象の拡大など事業を充実・強化する必要があります。

■世帯構成の変化や多様化する市民ニーズにあわせた住環境を提供し、居住の安定確保を 図る必要がある

- ・平成27年国勢調査によると、世帯の構成は単独が26.2%、夫婦のみが20.8%を占め、夫婦と子どもは25.7%であり、夫婦と子どもからなる家族構成が世帯のスタンダードという時代は終わりつつあります。世帯構成の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、今後は核家族を対象としたものに加え、単身や2人世帯を対象とした住まいづくり、住環境づくりが必要になってきます。
- ・次世代を担う子どもが健やかに育つ環境を持つことは大変重要であり、市民アンケート調査によると「子どもの遊び場・公園などの整備」に対し不満とした人の合計は55.0%(「やや不満」及び「不満」とした人の合計)に達しており、公園整備等に代表される子育てしやすい住環境の整備・充実は重要な課題です。
- ・単身世帯は世帯数ベースで平成17年から27年の10年間で1.32倍に増加、近年は離婚が多いこともあり男親または女親と子どもの世帯が1.13倍と増加しています。このうちシングルマザー(女親と子ども)は所得面で不利な状態におかれる傾向が多いと言われ、一人親世帯をはじめ子育て世帯の居住の安定確保等に対して支援する必要があります。

■高齢者等の居住の安定確保と住まいのバリアフリー化を進める必要がある

- ・平成27年国勢調査によると、本市の高齢化率が31.3%に達し、昭和60年の倍以上の割合となっています。地域別にみると、全76地域のうち14地域では高齢化率が40%を超えています。また、総世帯数24,474世帯のうち、過半数は65歳以上の高齢者がいる一般世帯(12,909世帯)であり、このうち単身が21.8%、2人世帯が36.6%となっています。さらに、世帯主が60歳以上の世帯率は55.7%を占めており、令和2年度現在、世帯の半分は高齢者が世帯主という時代になっています。
- ・本市の世帯の4分の3は持ち家に居住していますが、宅建事業者へのヒアリング調査によると、 高齢単身の入居希望者は大変多く、住宅低層階の低家賃住宅を希望しています。また、住宅困 窮者、生活困窮者に対して低家賃物件の提供が困難との指摘もありました。
- ・民間賃貸住宅の募集状況をみると、家賃 3 万円未満は 3.9%であり、低家賃の募集物件は大変 少ない状況であり、高齢者をはじめ、障がい者、子育て世帯、一人親世帯、低所得者など、住宅 困窮者を対象とした重層的なセーフティネット構築は大変重要な課題です。
- ・市民アンケート(回答者の67.5%が60歳以上)によると、住まいの「床の段差や手すり等バリ

アフリーへの対応」を不満とする人は合計で39.6%(「やや不満」及び「不満」とした人の合計) に達し、住まいのバリアフリー対応ができていない住宅があり、バリアフリー化を進める必要があります。

【B住宅ストックからの視点】

■老朽化した市営住宅の建替え等を早急に進める必要がある

- ・本市は市営住宅 31 団地 1,208 戸を管理(世帯数の 4.9%)しており、過半数が簡易耐火構造で 1970 年代以前に建設されたものが中心です。全市営住宅のうち、令和 2 年現在、耐用年数を経 過しているものが 414 戸あり、計画期間内に耐用年数を経過するものを含めると 53.7% (647 戸)に達し、仮に耐用年数を経過した住棟を計画期間内に同戸数を全て建替える場合、年間約 65 戸の建設が必要です。
- ・市民アンケート調査によると、今後市営住宅の戸数は「現状のままで良い」(29.6%)、「増やす 必要がある」(21.8%)、「減らす必要がある」(8.1%)であり、意見が分かれています。しかし、 住生活を向上させるために今後重視すべきことの 5 位が「高齢者、障がい者にやさしい市営住 宅の整備」(20.2%)となっているなど、市営住宅は重視すべき施策の1つとなっています。(た だし市民アンケート調査の回答者の 67.5%が 60 歳以上)
- ・市営住宅入居者アンケート調査によると、現在居住している市営住宅について市が取り組むべきこととして、「建替え」(35.5%)、「台所や洗面などの設備の改善」(26.0%)となっています。
- ・市営住宅の早急な建替・長寿命化改善・用途廃止等を含めた方針を定め、具体的な事業に着手する必要があります。また、民間賃貸住宅を借り上げて市営住宅として活用したり、建替事業に際して民間活力の活用を検討したりするなど、民間事業者との連携、活用を図ることが求められます。

■空家対策の充実・利活用の促進策を講じる必要がある

- ・住宅・土地統計調査によると、平成30年の本市の空き家率は15.6%であり、その他の住宅(2,840戸)を中心に空き家が増加傾向にあります。
- ・国勢調査によると、世帯主が 60 歳以上の世帯率は 55.7% (13,600 世帯) に達していますが、 市民アンケートによると、将来、現在の住宅を住み継ぐ人の有無は、「住み継ぐ予定のある人は 誰もいない」及び「特に考えていない」が計 42.0%を占めています。この結果をふまえると、 将来、5,712 戸 (13,600 世帯 (戸) ×42.0%) 以上が空家予備軍であると捉えることもでき、 今から対策しておく必要があります。
- ・本市では、空家等対策推進事業及び老朽危険家屋等除却推進事業により、特定空家の認定や適正な管理の促進、老朽危険家屋の除却を中心に取り組んできました。利活用に関する取組としては、空き家バンク事業がありますが、新規の登録件数は年間3~5件と不動産(売却・賃貸)物件の掲載情報としては非常に少ないのが実情です。例えば民間による賃貸住宅物件は令和2年7月1日の情報で336件であり、加えて売却物件の情報も別にありますので、閲覧者が目にする物件の数は大きく異なっています。今後は、民間事業者の賃貸住宅物件も含め、情報提供の仕方を検討する必要があります。

・宅建事業者へのヒアリング調査によると、購入者が決まらない物件(=長期間空き家になる可能性)は、郊外・まちなかに関わらず築年数が経った住宅です。このような状況をふまえ、空き家になる前、つまり所有者が居住している段階から所有者の意向を調査するなど、処分や利活用方法のしくみを検討する必要があります。

■木造住宅の耐震化を促進する必要がある

- ・平成30年住宅・土地統計調査によると、本市には昭和55年以前の住宅が38.8%あり、熊本県平均よりも10.7ポイント多い状況です。昭和55年以前の木造住宅は旧耐震基準で建設されており、耐震性に問題があることが多いといわれています。
- ・市民アンケート調査によると住宅の「地震、火災等に対する安全性」を不満とした人は合計で 43.1%(「やや不満」及び「不満」とした人の合計)であり、耐震性に不安を感じている市民は 少なくありません。
- ・古い木造住宅については、耐震診断を促し、耐震性が低い場合は耐震改修や建替え更新をすす め、住まい・まちの安全性を高める必要があります。

■賃貸住宅の供給・質の向上を図る必要がある

- ・国勢調査によると、本市の住宅所有関係別世帯数は、持ち家が概ね4分の3、民営の借家が2割弱です。民営の借家はJR 玉名駅周辺からJR 大野下駅にかけてのJR 鹿児島本線沿線から北側に立地していますが、これらの地域は新住宅地開発により概ね人口が増え、高齢化率が比較的低い地域と重なります。民営の借家があっても人口が減少している地域は、土地が少なく民間賃貸住宅の新規立地が進まない、あるいは民間賃貸住宅・民間中古住宅の流通(賃借、売買)が進まない地域と予想されます。
- ・民営の借家の立地は、就職や進学、結婚等をきっかけに本市に来る若い世帯や若い単身者等を 呼び込むことができ、人口維持・増加、高齢化進展の歯止めに一定の効果が期待できます。
- ・民間賃貸住宅の募集状況をみると中、六田をはじめとする JR 玉名駅近隣、築地で募集戸数が多い状況です。全市的にみると 1R から 3LDK まで様々な間取りの募集がみられますが、生活利便性が高い JR 在来線駅の徒歩圏では 1R, 1K や古い 3K, 3DK が中心であり、供給対象が片寄っています。 JR 玉名駅周辺などの生活利便性が比較的高い地区では多様な転入者の獲得に効果が期待できることから、様々な間取りも賃貸住宅の供給及び既存賃貸住宅の更新を進める必要があります。

(ただし、全国的に問題となったサブリース物件の不正融資等の事件以降、不動産投資に対する融資が受けにくくなっており、宅建事業者へのヒアリング調査によると、本市においても賃貸住宅の建設は停滞しているとのことです。)

■集落地域の活力の維持・活性化を図る必要がある

- ・本市で人口が増加している地域は、JR 玉名駅に近く、比較的開発余地が残っていた地域に限られます。既に市街化が進んで余剰地が少ない地域や農業集落等はほとんどが人口減少となっています。特に、農業集落や森林を多く含む南部、北部、東部では人口減少に加え、高齢化が顕著です。
- ・本市の産業構造は第1次産業の構成比が県平均より7ポイント高く、農業集落等の人口減少や 高齢化は、将来農業の担い手がいなくなり、第1次産業の衰退に拍車をかける可能性が高いと 考えられます。
- ・農地を維持するのか、転換するのか、あるいは(農業者ではない)移住者に住宅とともに農地 を売却または賃貸しやすくする方法を立案し、住生活の面から集落地域の活力の維持・活性化 を図るための施策を実施展開する必要があります。

■災害、犯罪に強い安全・安心な住環境の形成を支援する必要がある

- ・近年、全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨などにより河川氾濫や内水溢水などの 浸水被害が多発しています。本市においても菊池川や繁根木川流域や南部の農村地域を中心に 洪水による浸水が想定されている区域があります。
- ・市民アンケート調査によると、住宅の「地震、火災等に対する安全性」を不満とした人は合計

で 43.1%、「空き巣対策やプライバシー保護のための防犯設備の設置」に対し不満とした人の合計は 55.7%(いずれも「やや不満」及び「不満」とした人の合計)を占めており、不満や不安を感じている市民は少なくありません。

- ・総合建設事業者へのヒアリング調査によると、同社が建築する住宅の建て主はほとんどが市内 在住者で所有地に建てますが、住宅メーカー等の住宅販売は防災面等の条件が悪い土地が多い という指摘がありました。
- ・住宅地供給や住まいづくりにあっては浸水被害にあわないような立地や配慮を誘導するととも に、防災性能、防犯性能を高めた住まいづくり、住環境づくりを支援する必要があります。
- ・一方で、令和3年4月に改正建築物省エネ法が施行され、法改正の市民への周知徹底を図ると ともに、環境負荷が少なく快適な省エネ住宅のより一層の普及促進が期待されます。

【A~Cからの視点】(施策の推進からの視点)

■効果的に利用してもらえるように市の制度・事業の市民の認知度を高める必要がある

- ・市民アンケートにおいて、本市が行う 14 事業の認知度をたずねたところ、半数以上の人が「内容を知っている」もしくは「聞いたことはあるが内容は知らない」とした事業は「空き家バンク事業」(50.6%)「防犯灯設置補助事業」(55.5%)、「高齢者等住宅改造給付事業」(62.1%、60歳以上の回答者に限ると 70.5%)の3事業のみであり、他の11事業は「知らない」が過半数を占めています。
- ・市の制度・事業を効果的に運用するためには、より多くの市民が認知し、必要な人に必要な制度・事業が届くようにすることが不可欠です。このため、市の制度や事業の認知度を高める必要があります。

6. 基本方針

6-1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市では、第2次玉名市総合計画の将来像(都市像)である「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」の実現に向け、基本施策である「自然と暮らしを守るふるさとづくり」や「便利で快適な都市づくり」などを目指し、安全・安心かつ快適で便利に暮らせる都市基盤を維持・整備し住み続けられ、かつ移住・定住を促進するまちの魅力づくりに取り組んでいます。

このような取組の中、1~4章まででとりまとめた本市の住宅事情や住宅需要、上位・関連計画や市民アンケート等調査結果をふまえ、前章では住生活に関する10の課題を整理しましたが、これらの解決に向けて本計画の基本理念及び基本目標を以下のように設定します。

基本理念

玉名の穏やかな環境を活かした生活に豊かさをもたらす住まいの形成

住生活に関する課題

A 居住者からの視点

- ■若年ファミリーを中心とした定住・移住 を促進する必要がある
- ■世帯構成の変化や多様化する市民ニーズ にあわせた住環境を提供し、居住の安定 確保を図る必要がある
- ■高齢者等の居住の安定確保と住まいのバリアフリー化を進める必要がある

B 住宅ストックからの視点

- ■老朽化した市営住宅の建替え等を早急に 進める必要がある
- ■空家対策の充実・利活用の促進策を講じ る必要がある
- ■木造住宅の耐震化を促進する必要がある

C 産業・地域からの視点

- ■賃貸住宅の供給・質の向上を図る必要が ある
- ■集落地域の活力の維持・活性化を図る必要がある
- ■災害、犯罪に強い安全・安心な住環境の形成を支援する必要がある

A~Cからの視点(施策の推進からの視点)

■効果的に利用してもらえるように市の制度 事業の市民の認知度を高める必要がある

基本目標

基本目標1 だれもが安心して住み続けられる 住まいづくり・まちづくり



基本目標2 安全で快適な住まいづくり・まちづくり



基本目標3 移住・定住したくなる 住まいづくり・まちづくり



基本目標4 多様な主体の連携による 住まいづくり・まちづくり

(2) 基本目標

「基本目標1」 だれもが安心して住み続けられる住まいづくり・まちづくり

全ての市民の居住の安定を確保することは、本市の生活基盤として非常に重要です。このため、 市営住宅の建替えや適正管理を行うとともに、民間賃貸住宅の活用を検討するなど、低額所得者 や高齢者、障がい者など住宅確保に配慮が必要な世帯に対し、官民連携あるいは庁内横断連携に より重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。

また、住生活の舞台の1つである住宅の質を向上させることは、安心して暮らし続けるための条件となります。このため、住宅バリアフリー化の促進や改正省エネ法への対応促進といった既存住宅ストックの改善を支援するなど良質な住宅供給を誘導します。加えて、空家等対策の充実により空家等活用を支援するしくみを構築するなど、時代の変化や多様なニーズに応じた良質な住宅の供給を促進します。

以上のような施策展開を図ることで、だれもが安心して住み続けられる住まいづくり・まちづくりを進めます。

施策展開の方針	基本施策
1. 重層的な住宅セーフティネットの	①老朽市営住宅等の建替えや改善の推進
横築	②住宅確保要配慮者の市営住宅への入居支援の拡充
伸来	③その他の生活・住宅確保等の支援の充実
	①既存ストック改善の支援
2. 多様かつ良質な住まいの供給促進	②良質な住宅供給の誘導
	③空家等活用の支援

成果指標	現状		目標値
市営住宅管理戸数	1,208 戸 令和 2 年度		1,044 戸 ^{*1} 令和 12 年度
市営住宅家賃収納率	98.1% 令和元年度		100. 0% <i>令和12 年度</i>
バリアフリー化率	54.6%* ² 平成 30 年度	→	65. 0% <i>令和 12 年度</i>

※1: 玉名市公営住宅等長寿命化計画(令和3年2月)より

※2:住宅・土地統計調査(平成30年)「高齢者等の設備設置率」より

[基本目標2] 安全で快適な住まいづくり・まちづくり

近年、熊本地震や豪雨などの自然災害が多発していることから、市民の住まいやまちの安全への意識が高まっており、住生活の重要な課題となっています。このため、木造住宅などの耐震性を高めるなど住まい、とりわけ既存住宅の安全性を高めることが必要です。同時に危険ブロック塀等の安全確保や宅地造成・住宅供給にあたっての災害対策の強化、市民の防災意識や活動の支援などを通じて災害に強く、安全なまちづくりを目指します。

また、人口減少は空き家の増加の一因にもなっており、放置された空き家が道路通行者や近隣に被害を及ぼすことがないよう老朽した危険な空家等の除却を促進するとともに、民間事業者と連携した空き家の適正管理の体制づくりを目指します。同時に、現在の空き家、将来の空家予備軍を把握するために、家屋実態や所有者意向などを定期的に調査するなど空き家の増加を予防できるしくみづくりを行います。

さらに、近年は特殊詐欺の横行に代表されるように犯罪が身近なものになって、市民の防犯意識が高まっています。このため、犯罪のないまちづくり推進事業や防犯灯設置等を進めるなど、 犯罪のないまちづくりの推進を目指します。

以上のような施策展開を図ることで、安全で快適な住まいづくり・まちづくりを進めます。

施策展開の方針	基本施策
	①安全な住まいづくりの促進
3. 安全な住まいづくり・まちづくり	②災害に強く、安全なまちづくりの促進
の促進	③空き家の適正管理や老朽家屋等の除却の推進
	④犯罪のないまちづくりの推進
4. 快適な住まいづくり・まちづくり	①良好な景観の形成
の推進	②快適な住まいづくりの促進

成果指標	現状		目標値
新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める 耐震性を有しない住宅ストックの比率	38.8%^{*1} 平成 30 年度	→	概ね解消 ^{*2} <i>令和 12 年度</i>
危険ブロック塀の除却	2 件 <i>令和2 年度</i>	→	20 件 令和 3~12 年度の累計
空き家の除却	22 件 <i>令和 2 年度</i>	→	200 件 令和 3~12 年度の累計

※1:平成30年住宅・土地統計調査より

※2: 国、県の住生活基本計画より

[基本目標3] 移住・定住したくなる住まいづくり・まちづくり

人口減少社会を迎え、本市においても、この先何も手をうたなければ人口が減っていくことが 予想されますが、多くの方に住んでもらいたい、住んでみたいと思ってもらえるような魅力を創 り出すことが本市の継続的な発展につながるものと期待されます。このため、他のまちづくり施 策と連動しながら移住者の誘導を図るような環境をつくるとともに、現在様々なメニューに取り 組んでいる定住促進事業、移住者支援策を充実し、移住したいと考えてもらえるような魅力的な 住まいづくり・まちづくりを目指します。

一方で、本市に現在居住している市民が将来にわたって定住を志向するような環境の醸成が必要です。例えば、子育てファミリーやお年寄りがまちの不便さや適切な住宅が選択できないことを理由に転出を選択するような状況を減らすことが必要です。このため、市の生活利便性を維持・向上に努めつつ、未来の担い手である子ども達の定住志向を高めるようなしかけや子育てファミリー世帯の支援の充実、子育て環境の充実を図ることを目指します。また、集落地区など高齢化と人口減少がすすみ、定住環境が低下しつつある地区においては、移住促進策の検討や地域コミュニティの活性化支援を図るなど、定住志向を高める環境づくりを目指します。

以上のような施策展開を図ることで、移住・定住したくなる住まいづくり・まちづくりを進めます。

施策展開の方針	基本施策
5. 移住の活性化を図る環境づくり	①移住者支援策の整備拡充
6. 定住志向を高める環境づくり	①定住支援策の充実 ②地域コミュニティの活性化支援

成果指標	現状		目標値
人口の社会増減数 (転入者数-転出者数)	-100 人 平成 30 年度		±0人** ¹ 令和12年度
住みやすいと感じている市民の割合	58.4%^{*2} <i>令和元年度</i>	-	約 70%^{*3} 令和 12 年度

※1:第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和6年度目標±0人)より

※2:本計画市民アンケート調査より

※3:第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和6年度目標68.0%)より

[基本目標4] 多様な主体の連携による住まいづくり・まちづくり

住生活に関わる主体は市だけはなく、住宅建設事業者や宅地建物取引事業者をはじめとする様々な民間事業者、そして市民まで多種多様です。このため、空き家バンク事業のように民間事業者と市の連携により住生活の向上を図るための官民協働体制づくりを目指すとともに、住生活関連事業者等の技術力向上支援など民間事業者との連携強化を目指します。

また、市の住生活関連の事業や制度の周知と利用・活用の促進を図るとともに、相談窓口を強化するなど住生活に関する相談体制を充実するなど、住生活に関する情報提供の充実を目指します。

以上のような施策展開を図ることで、多様な主体の連携による住まいづくり・まちづくりを進めます。

施策展開の方針	基本施策
7. 市内の住生活関連事業者等の活性化	①民間事業者との連携強化
8. 住生活に関する様々な情報提供の	①各種支援制度等の普及促進
充実	②住生活に関する相談体制の充実

成果指標	現状	目標値
「高齢者等住宅改造給付事業」の	24 .0% ^{*1}	50.0%*2
60 歳代以上の方の認知度	令和2年度	令和 12 年度

※1:本計画市民アンケート調査(60歳代以上で「内容を知っている」回答者の割合)より

※2:現状の約2倍を目標値として設定

6-2 施策の体系

4つの基本目標ごとに施策展開の方針、基本施策、事業等のイメージを施策の体系として下表のとおり整理しました。

基本目標	施策展開の方針	基本施策
	1. 重層的な住宅	①老朽市営住宅等の建替えや改善の推進
基本目標1	セーフティネットの 構築	②住宅確保要配慮者の市営住宅への入居支援の拡充
だれもが安心し		③その他の生活・住宅確保等の支援の充実
て住み続けられ る住まいづくり・	2. 多様かつ良質	①既存ストック改善の支援
まちづくり	な住まいの供給促進	②良質な住宅供給の誘導
		③空家等活用の支援
	3. 安全な住まい づくり・まちづくり	①安全な住まいづくりの促進
	の促進	②災害に強く、安全なまちづくりの促進
基本目標2 安全で快適な住 まいづくり・まちづ		③空き家の適正管理や老朽家屋等の除却の推進
< 9		④犯罪のないまちづくりの推進
	4. 快適な住まい づくり・まちづくり	①良好な景観の形成
	の推進	②快適な住まいづくりの促進
基本目標3	5. 移住の活性化 を図る環境づくり	①移住者支援策の整備拡充
移住・定住したく なる住まいづく	6. 定住志向を高める環境づくり	①定住支援策の充実
り・まちづくり		②地域コミュニティの活性化支援
基本目標4	7. 市内の住生活 関連事業者等の 活性化	①民間事業者との連携強化
│ 多様な主体の連 │ 携による住まい	8. 住生活に関す	①各種支援制度等の普及促進
づくり・まちづくり	る様々な情報提 供の充実	②住生活に関する相談体制の充実

〇市営住宅ストックの更新等(市営住宅建替事業、市営住宅改善事業)	
〇市営住宅の適正管理と入居支援(収入超過世帯の明渡し指導強化、優先入居制度の活用(対象の拡充等	())
○福祉施策による住宅確保支援(一時生活支援事業、住居確保給付金、住まい再建支援事業)★民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット制度の活用促進(★住宅確保要配慮者向け賃貸住宅録促進に向けた方策の検討)	の登
〇住宅リフォームの促進(住宅改造助成事業、★新たな住宅リフォーム助成制度の検討・導入)	
★民間主導による良質な住宅地開発等の支援(★良質な住宅地や住宅の供給誘導策の検討、★良質な家・賃貸住宅の供給・更新の促進策の検討)	持ち
〇空家対策及び空家等活用の促進(空家等対策推進事業、★空家等活用支援のしくみの検討・構築)	
〇戸建木造住宅の耐震化促進(戸建木造住宅耐震対策支援事業、戸建木造住宅耐震改修等事業) 〇アスベストによる健康被害の防止(民間建築物吹き付けアスベスト対策支援事業)	
 ○危険ブロック塀等の安全確保の推進(危険ブロック塀等安全確保支援事業) ★災害に強い宅地造成や住宅供給の促進(★災害に強い宅地造成、住宅供給基準等検討・指導強化) ○防災対策の推進(玉名市総合防災マップ等の防災情報の周知など防災意識啓発事業、自主防災組織育業) 	龙事
 ○定期的な空家等の実態の把握(空家等対策推進事業(再掲)) ○老朽危険空家等の除却の促進(老朽危険空家等除却促進事業) ★民間事業者と連携した空家等の適正管理の支援体制の構築(★空き家の管理代行サービスの実態等) 	把握
○防犯対策の推進(犯罪のないまちづくり推進事業(防犯対策事業)、防犯灯設置等補助事業、★防犯カメララランででは、★防犯性能の高い住宅供給の促進(★セキュリティ・ホーム等の認定促進)	設置
〇花と緑のまちづくりの推進(花の拠点づくり事業、民間緑化活動支援事業等) 〇景観まちづくりの推進(「玉名市景観計画」の推進、玉名市景観形成支援事業)	
★省エネ住宅の普及促進(★省エネ住宅の新築・リフォームへの支援) ★健康で快適な住宅の普及促進(★自然素材・建材や地場産材等を活用した住まいづくりの支援方策の検討	†)
○移住・定住の促進(定住促進補助事業、空き家バンク事業、定住相談会参加事業、定住相談会合同開催事 結婚新生活支援事業費補助事業、移住支援事業)	業、
〇次世代を担う子どもの定住志向の醸成(子ども向けの定住志向醸成イベントの企画・開催) 〇子育て環境など、定住環境の整備、支援策の充実(結婚新生活支援事業費補助事業(再掲)、子育て 援する生活環境の整備・充実。公園整備や利便性確保など都市機能の整備・充実)	を支
○集落地区の定住環境の維持、コミュニティの活性化(集落地区の定住環境の維持・活性化及び支援方の推進)	策等
 ○空き家バンク事業の活性化(空き家バンク事業の拡充・強化) ★民間主導による良質な住宅地開発等の支援(再掲)(★良質な住宅地や住宅の供給誘導策の検診掲)、★良質な持ち家・賃貸住宅の供給・更新の促進策の検討(再掲)) ★官民協働体制の強化(★官民が意見や情報交換を行う場の整備) 	(再
★各種支援制度等の情報発信の強化(★住生活関連情報の提供方策とツールの検討、★市民及び民間を 活関連事業者等への既存制度の周知・活用促進)	主生
★住生活に関する相談体制の構築(★専門家団体等と連携した住生活に関する相談窓口の設置)	

7. 施策展開の方針

基本目標 1 だれもが安心して住み続けられる住まいづくり・まちづくり

【施策展開の方針 1】重層的な住宅セーフティネットの構築

(1)基本方針

将来の「著しい困窮年収未満の世帯数」を推計すると、令和12年の公営住宅の施策対象となる世帯数が約2,700世帯、著しい困窮年収未満の世帯数が約1,400世帯と推計され、これらの世帯の多くは高齢者、障がい者、子育て世帯等とみられ、これら住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定を図ることは大変重要です。

住宅セーフティネットの根幹を担う市営住宅については、老朽化した団地の建替えや居住性が低い住戸の改善を進めるなど、市営住宅の質の向上を図ります。同時に、入居の公平性の確保や必要とする方への入居支援の拡充など、より一層適切な運用に努めます。

一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した住宅セーフティネット制度の適用を積極的に誘導するなど、官民が連携し、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目指します。

施策展開の方針 1 1. 重層的な住宅セーフティネットの構築 B住宅ストック からの視点 ま題 世帯構成の変化や多様化する市民ニーズにあわせた住環境を提供し、居住の安定確保を図る必要がある ■高齢者等の居住の安定確保と住まいのバリアフリー化を進める必要がある ■老朽化した市営住宅の建替え等を早急に進める必要がある ■空家対策の充実・利活用の促進策を講じる必要がある

(2)基本施策

①老朽市営住宅等の建替えや改善の推進

市営住宅は、市場家賃よりも低家賃で住宅困窮者向けに住宅を提供するという、住宅セーフティネットの根幹的役割を担っており、今後も継続的に供給・更新していくことが必要です。このため、玉名市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した団地・住棟の建替えを計画的に進めるとともに、住戸・住棟の改善を進めることにより、市営住宅ストックの長寿命化及び質の向上を図ります。また、小規模団地の統廃合・集約化を図ることで、団地管理の効率化を図ります。

施策メニュー		具体的な事業等
市営住宅ストックの更新等	市営住宅建替事業	一本木団地など老朽化した市営団地において建替事業を 進めるとともに、団地管理の効率化を図るため、小規模 な団地の集約化やニーズの少ない団地の用途廃止を行い ます。
	市営住宅改善事業	安全性や住戸内の環境が劣る住棟を対象に住戸内のバリアフリー化や3点給湯の整備、住棟の安全性確保、長寿命化等の改善事業を進めます。なお、建替事業等を推進する際は、民間賃貸住宅借上制度やPP、PFI制度の活用など、民間事業者との連携方策を検討します。

②住宅確保要配慮者の市営住宅への入居支援の拡充

高額所得者をはじめ、収入超過世帯の明渡し指導強化を図り、市営住宅供給の公平性の向上と適正管理に努めます。また、高齢世帯や障がい者、母子世帯、DV被害者などの優先入居制度を充実するなど的確かつ効果的な住宅確保要配慮者の入居支援を行います。

施策メニュー		具体的な事業等
市営住宅の適正	収入超過世帯の	引き続き、収入超過者に対し明渡しの努力義務の周知徹
管理と入居支援	明渡し指導強化	底・強化と明渡しの促進に努め、市営住宅の公平かつ公
		正な管理・運用を行います。
	優先入居制度の	これまで本市では高齢者や障がい者、母子世帯、DV 被
	活用(対象の拡	害者等、特に住宅確保に配慮が必要な方の優先入居を行
	充等)	ってきましたが、さらに効果的かつ的確に市営住宅の提
		供を行うため、その対象の拡充等を検討します。

③その他の生活・住宅確保等の支援の充実

既存の福祉施策を活用し、住宅確保や生活再建などを支援するとともに、民間賃貸住宅の 住宅セーフティネット制度(平成29年度スタート。本市内は登録0件)への登録促進を図る など、民間事業者と連携した生活支援・住宅確保支援策を充実します。

		及・圧七帷休又1仮界で几天しより。
施策メニュー		具体的な事業等
福祉施策による	一時生活支援事	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、衣
住宅確保支援	業	食住の提供を行います。
	住居確保給付金	離職等又はやむを得ない休業等により離職や廃業と同程
		度の状況になり経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪
		失のおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付
		金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に
		向けた支援を行います。
	住まい再建支援	熊本地震により被災し、応急的な住まいでの居住を余儀
	事業	なくされた世帯に、定額の補助金を支給します。
民間賃貸住宅を	住宅確保要配慮	住宅セーフティネット制度は、①住宅確保要配慮者向け
活用した住宅セ	者向け賃貸住宅	賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経
ーフティネット	の登録促進に向	済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3
制度の活用促進	けた方策の検討	つの柱があります。
*	*	本市では、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録促進に
		向けて効果的な方策を検討し、民間事業者との協働によ
		る住宅セーフティネットの構築を目指します。
		都道府県等 情報提供
		経済的 支援 「賞賞人」 「「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「 「「」 「「」 「「 「「」 「「」 「「」 「「」 「「 「「 「「 「
		要配慮者の入居を 拒まない住宅 (登録住宅)

【施策展開の方針 2】多様かつ良質な住まいの供給促進

(1)基本方針

将来も現在の住宅に住み続けたい市民が大変多く、今の住宅に限らず、本市に住み続けられるように多様かつ良質な住宅ストックを形成することが必要です。また、本市の一般世帯のうち7割超が持ち家、2割弱は民営の借家に居住しており、これらの既存住宅ストックの質の向上を促進することが求められます。

このため、住宅リフォームの助成制度等を拡充・充実するなど、既存住宅ストックの改善を支援します。また、市内の住み替え需要への対応や移住・定住の促進を図るため持ち家・賃貸を問わず良質な住宅供給の誘導に努めます。さらに、既存ストックの有効活用を図るため、空家等活用の支援に取り組みます。

(2)基本施策

①既存住宅ストック改善の支援

介護を必要とする高齢者や障がい者向けの住宅改造助成に加え、住宅のユニバーサルデザイン化、省エネ性能の向上など、住宅リフォームに対する新たな助成制度を検討・導入し、 既存住宅ストックの質の向上を促進します。

/ - I - I - I - I - I - I - I - I - I -		
施策メニュー		具体的な事業等
住宅リフォームの	住宅改造助成事	在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減
促進	業(高齢者また	を図るために、介護を必要とする高齢者や障がい者など
	は障がい者向	が居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様に改造
	け)	する場合に、その費用の全部または一部を助成します。
	新たな住宅リフ	予防的なバリアフリーリフォームやユニバーサルデザイ
	ォーム助成制度	ンリフォームに対する補助、改正建築物省エネ法への適
	の検討・導入★	合リフォームに対する補助、リモートワーク対応住宅へ
		のリフォーム補助など、住宅リフォームに対する新たな
		助成制度を検討します。

★新規提案事業

②良質な住宅供給の誘導

災害に強く、良質な住宅地開発・住宅供給を誘導するため、今後居住地として誘導すべき 区域等を検討し、当該区域に関する情報提供を行います。また、一戸建住宅の開発や賃貸住 宅の整備・更新に関し、新しい生活様式をふまえた玉名仕様を検討・創設し、仕様に合致す る住宅供給等を行う場合に補助や認定する制度を検討・創設するなど、持ち家、賃貸を問わ ず、良質な住宅地及び住宅の供給を促進します。

施策メニュー		具体的な事業等
民間主導による	良質な住宅地や	立地適正化計画の策定など、居住地として誘導すべき区
良質な住宅地開	住宅の供給誘導	域等を検討し、良質な住宅地や住宅の誘導を進めます。
発等の支援★	策の検討★	
	良質な持ち家・	新しい生活様式をふまえた玉名仕様を検討・創設し、仕
	賃貸住宅の供	様に合致する住宅供給等を行う場合に補助や認定する制
	給・更新の促進	度等を検討します。
	策の検討★	

★新規提案事業

③空家等活用の支援

空家等の活用を促進するために、引き続き空家等対策促進事業に取り組むとともに、空家 等活用に関する様々な民間専門家団体や地元自治会と連携し、空家等活用を支援するしくみ や体制の構築を検討します。

施策メニュー		具体的な事業等
空家対策及び空	空家等対策推進	空家等相談業務、空家等対策協議会といった既存事業を
家等活用の促進	事業	活用し、引き続き空家等の実態を把握し、空き家の予
		防・適正管理や利活用を適切に推進します。また、市営
		住宅の整備基準に適合する民間住宅の空き家は、借上公
		営住宅制度の活用を検討します。
	空家等活用支援	空き家の活用を促進するために、宅地建物取引業者や司
	のしくみの検	法書士、リフォーム事業者など様々な民間の専門家団体
	討・構築★	や地元自治会と連携し、所有者とともに活用や処分等の
	h) IIIXX	方策を幅広く検討できる支援体制の構築を検討します。

★新規提案事業

参考 空き家の活用や処分等の相談・支援を行う体制の事例

- ○熊本県では、空き家の利活用について専門的な知識を有する建築士を「熊本県空家利活用マネージャー」として登録する制度があります。しかし、空家等の相談は活用だけではなく、相続や処分も含めた幅広い専門分野の相談や専門事業者の紹介が必要になることが多く、建築士だけでは対応できないことがあります。
- ○例えば、「福岡県空き家活用サポートセンター」は空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいか、について相談に応じることができる公的機関です。売買・賃貸や相続のことなど様々な相談への対応をはじめとし、空き家の最適な活用・処分方法の検討・提案から、相談者様のご意向に合った安心して依頼できる専門事業者のご紹介まで行っています。



出典;「福岡県空き家活用サポートセンター」ホームページhttp://www.fkjc.or.jp/jigyo/iekatsu

【施策展開の方針 3】安全な住まいづくり・まちづくりの促進

(1)基本方針

熊本地震や令和2年7月豪雨といった自然災害の多発や凶悪犯罪の増加など、市民の防災や防犯に対する住まいやまちへの不安が大きく、安全な住まいやまちが求められています。 また、人口減少や高齢化の進展、農山村地域をはじめとする世帯減少などにより、今後も空き家はさらに増加すると予想され、これらの適正な管理・活用により安全・快適な環境を維持することが求められます。

このような状況をふまえ本市の安全な住まいづくりを進めるために、戸建木造住宅の耐震化の促進やアスベストによる健康被害の防止に努めます。また、災害に強く、安全なまちづくりを促進するために、危険ブロックの除却を進めるとともに、災害に強い宅地造成や住宅供給の基準の検討や指導強化を図ります。加えて、市民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成等の防災対策を推進し、市民とともに安全なまちづくりを目指します。さらに、定期的に空家等の実態を把握し、老朽化し危険な状態となっている空き家の除却を促進するとともに、今後増加すると予想される空き家を老朽化させないために、適正な管理を行えるよう支援体制を構築することを目指します。また、防犯対策の推進、防犯性能の高い住宅の供給を促進することで犯罪のない、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策展開の方針 3

3. 安全な住まいづ くり・まちづくり の促進



B住宅ストック からの視点 C産業・地域 からの視点

課起

- B住宅ストック
 ■空家対策の充実・利活用の促進策を講じる必要がある
 - ■木造住宅の耐震化を促進する必要がある
 - ■災害、犯罪に強い安全・安心な住環境の形成を支援する必要がある

(2)基本施策

①安全な住まいづくりの促進

安全な住まいづくりを促進するために、耐震化に要する費用等を補助するなど、既存の戸 建木造住宅の耐震性能の確保に取り組むとともに、アスベストによる健康被害を防止するた めにアスベストの含有調査や除却等を支援します。

施策メニュー		具体的な事業等
戸建木造住宅の	戸建木造住宅耐	今後の大地震に備え、市民が安心して住み続けられる住
耐震化促進	震対策支援事業	まいの確保を図るために、耐震設計、シェルター、改
		修、建替えに要した費用に対する補助を行います。
	戸建木造住宅耐	今後の大地震に備え、市民が安心して住み続けられる住
	震改修等事業	まいの確保を図るために、広報誌等での耐震化の啓発、
		情報発信を行うとともに、窓口にて耐震診断、補助制度
		についての相談対応を行います。
アスベストによる	民間建築物吹き	アスベストの健康被害を防止するため、民間の既存建築
健康被害の防止	付けアスベスト	物に施工されている吹き付けアスベストの含有調査や除
	対策支援事業	却を支援します。

②災害に強く、安全なまちづくりの促進

災害に強く、安全なまちづくりを促進するために、危険なブロック塀の除却を進めるほか、 災害に強い宅地造成等の基準を検討するなど、開発等の指導強化に努めます。さらに、玉名 市総合防災マップ等を活用するなど、市民の防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組 織の組織化と育成を進めます。

施策メニュー		具体的な事業等
危険ブロック塀	危険ブロック塀	避難路に面する危険なブロック塀を除却することで安全
等の安全確保の	等安全確保支援	性を確保するために、危険ブロック塀撤去の広報啓発及
推進	事業	び撤去費用に対する補助を行います。
災害に強い宅地	災害に強い宅地	洪水・浸水や土砂災害など、災害危険箇所に応じた宅地
造成や住宅供給	造成、住宅供給	造成や住宅供給の際の基準を検討するなど、災害に強い
の促進★	基準等検討・指	宅地・住宅供給の指導強化に努めます。
	導強化★	
防災対策の推進	玉名市総合防災	従来の洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、
	マップ等の防災	津波ハザードマップ及び高潮ハザードマップの情報を更
	情報の周知な	新するとともに、各種災害に備えるための防災情報等も
	ど、防災意識啓	あわせて記載した「玉名市総合防災マップ」の周知徹底
	発事業	や市ホームページを活用した防災情報の充実など、市民
		の防災意識の啓発を推進します。
	自主防災組織育	地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を
	成事業	図るため、自主防災組織の全行政区での組織化を目指す
		とともに、自主防災組織育成事業補助金による活動支援
		を行います。

★新規提案事業

③空き家の適正管理や老朽家屋等の除却の推進

安全で快適な住環境を維持・形成するために、空家等の実態を定期的に把握するとともに、 老朽危険空家等の除却を進める一方で、民間事業者と連携し空家等の適正管理の支援体制を 構築するなど、老朽空き家の増加を抑制します。

施策メニュー		具体的な事業等
定期的な空家等	空家等対策推進	空家等が生活環境に悪影響を及ぼさないようにするため
の実態の把握	事業 (再掲)	に、空家等の分布、物件状況及び所有者意向等を定期的
		に把握し、対策計画策定に活かします。特に、現在既に
		存在する空き家に限らず、将来の空家予備軍の把握に努
		め、予防的な対策の実施を目指します。
老朽危険空家等	老朽危険空家等	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生
の除却の促進	除却促進事業	活環境の保全を図るため、適正に管理されていない空き
		家の除却を促進します。
民間事業者と連	空き家の管理代	例えば本市内に空き家を所有しているが、自身が遠方に
携した空家等の	行サービスの実	居住しているため適正に管理できない場合など、民間事
適正管理の支援	態把握等★	業者が空き家管理を有料で代行するサービスを行ってい
体制の構築★		ます。このような空き家管理代行サービスの本市内での
		実施状況や利用状況などの実態を把握し、サービスの課
		題等を明らかにするとともに、必要に応じて市民にとっ
		て利用しやすい空き家の適正管理支援体制の構築を目指
		します。

④犯罪のないまちづくりの推進

犯罪がなく安心して暮らせる住環境を維持・形成するために、市民と連携して防犯活動を 推進するとともに、行政区等の団体が維持管理する防犯灯の設置等を支援します。

施策メニュー		具体的な事業等
防犯対策の推進	犯罪のないまち づくり推進事業 (防犯対策事 業)	犯罪や非行のない安全で住みよい地域社会を実現するために、防犯補導員、防犯関係団体との連携のもと防犯活動を推進します。
	防犯灯設置等補 助事業	安全で明るく豊かな地域社会を実現するために、行政区 等の団体が維持管理している防犯灯の設置や電気料金等 に対し補助を行います。
	防犯カメラ設置 支援補助事業★	安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラの 設置を行う防犯ボランティア団体等に対し、防犯カメラ の設置に対し補助を行います。
防犯性能の高い 住宅供給の促進 ★	セキュリティ・ ホーム等の認定 促進★	防犯性能の高い住宅の供給促進を目指すため、一般社団 法人熊本県防犯設備協会が、熊本県と熊本県警本部の後 援により認定している、防犯性の高い戸建住宅「セキュ リティ・ホーム」、防犯性の高い集合住宅「セキュリティ・集合住宅」の普及促進に努めます。
		http://www.ssa-kumamoto.com/certificate.html

★新規提案事業

【施策展開の方針 4】快適な住まいづくり・まちづくりの推進

(1)基本方針

市民の景観に対する評価はプラス評価が多い状況ですが、人口や世帯の減少が著しい地域も増えており、市全体として魅力的な景観を形成し、市内外にアピールしていくことが重要です。また、市民の住宅に対する総合評価はプラス評価が多数を占めていますが、本市の住宅の過半数は平成2年以前に建てられたものであり、この間、建設技術や省エネ技術、建設資材は大きく変化し、本市で魅力的で快適な住生活を送れるようにするためには、時代の変化、技術の革新などに応じた快適な住まいを増やしていくことが求められます。

このような状況をふまえ、市民のみならず、移住者、来訪者にも魅力を感じる、快適な住まいづくり・まちづくりを進めるために、花と緑のまちづくりを推進するなど良好な景観形成に努めるとともに、省エネ住宅の普及や健康で快適な住まいづくりを促進し、魅力的で快適な住宅及び住環境を形成します。

施策展開の方針 4 4. 快適な住まいづくり・まちづくりの推進 本居住者からの視点 大度性・移住を促進する必要があるの視点 大度業・地域からの視点 本方の視点 事業落地域の活力の維持・活性化を図る必要がある

(2)基本施策

①良好な景観の形成

魅力的なまちなみや地域の景観を形成するために、花の拠点づくりや民間の緑化活動を支援するなど、花と緑のまちづくりを推進します。また、玉名市景観計画に基づき、4つの景観形成地区の景観形成支援に取り組むとともに、玉名らしい味わい深い景観を守り、次代に引き継ぐ取組を進めます。

施策メニュー		具体的な事業等
花と緑のまちづく	花の拠点づくり	本市では「花の都 玉名」と題し、地域を花でいっぱい
りの推進	事業	にする取組の一環として、花づくりや花の植栽を行って
		いる3名以上の団体に対して、花づくりに係る材料費等
		の補助を行います。
	民間緑化活動支	くまもと・緑景観協働機構が実施する民間緑化活動支援
	援事業等	事業や景観形成活動支援事業を通じて、民間緑化や景観
		形成活動の支援を行います。
景観まちづくりの	「玉名市景観計	「玉名市景観計画」に基づき、「玉名らしい」味わい深
推進	画」の推進	い景観を守り、受け継いでいく「景観まちづくり」を進
		めます。
	玉名市景観形成	「玉名市景観条例」及び「玉名市景観計画」において景
	支援事業	観形成推進地区に指定した4地区内において、建築物や
		土地の所有者等が、景観計画の基準に則して修景を伴う
		改修等に対し補助を行います。

②快適な住まいづくりの促進

健康で快適な住まいの普及を図るため、省エネ住宅の新築・リフォームへの支援拡充や自然素材・建材や地場産材等を活用した住まいづくりの支援方策を検討します。

施策メニュー	具体的な事業等		
省エネ住宅の普 及促進★	省エネ住宅の新築・リフォームへの支援★	改正建築物省エネ法が令和3年4月に施行され300㎡以上の住宅は届出義務の対象となり、300㎡以下の住宅では建築士による建築主への説明義務の対象となります。 省エネ住宅の新築・改修にあたっては国による補助等の様々な支援メニューが用意されていますが、さらに市独自の支援方策(例;上乗せ補助、利子補給、固定資産税の一部減免など)を検討するなど、省エネ住宅の普及促進を図ります。	
健康で快適な住 宅の普及促進★	自然素材・建材 や地場産材等を 活用した住まい づくりの支援方 策の検討★	塗り壁材や和紙織物など、自然を生かしたエコな内装材 や地場産材・県産材を活かした健康で快適な木造住宅等 の新築・改修に対する支援方策を検討します。	

基本目標3 移住・定住したくなる住まいづくり・まちづくり

【施策展開の方針 5】移住の活性化を図る環境づくり

(1)基本方針

本市では若年ファミリーに相当する世代の減少が顕著で、世帯主が高齢の世帯が多い状況であり、これまでも「住んでよかった」及び「住み続けたい」と思ってもらうよう魅力的で住みやすい環境づくりに取り組んできました。今後は、本市の強みや弱みを分析し、的確な支援策を整備拡充することにより、さらに市外から本市に移り住む人を増やすなどし、地域の活性化を図ります。

施策展開の方針 5 A居住者からの視点 B住宅ストックからの視点 C産業・地域からの視点 無落地域の活力の維持・活性化を図る必要がある

(2)基本施策

①移住者支援策の整備拡充

本市では、これまで定住促進のための各種補助、空き家バンク、おためし暮らしや相談会への参加、情報発信等多様なメニューを活用し、移住者の支援に努めてきましたが、周辺他都市や他地方の類似都市の施策や特性を参考に、本市の強みや弱みを分析し、必要な支援策を整備拡充します。

施策メニュー		具体的な事業等
移住・定住の促進	定住促進補助 事業	市内に住宅を取得することに伴って転入した方に対して、住宅取得補助、住宅リフォーム補助、空き家取得補助、新幹線通勤定期券補助を行います。ただし、空き家取得補助については、市民も対象とします。
	空き家バンク 事業	市内の売りたい・貸したい空き家を登録し、移住希望者の 住宅としてマッチングするとともに、空き家バンク制度 により住宅を取得した者に対し補助を行います。また、空 き家バンクの成約に伴う家財道具等の整理に対し、空き 家家財道具等整理補助を行います。
	定住相談会参加 事業	東京及び福岡で開催される定住フェア等に相談ブースを 出展し、移住希望者と直接対話を通じて玉名暮らしをP Rします。
	定住相談会合同開催事業	玉名圏域への人口流入を促進するため、東京等の主要な都市部での合同PR・相談会を実施して移住定住の情報発信を行うとともに、受入体制の充実に向けた取組を行います。
	結婚新生活支援 事業費補助事業	結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居 費、引越費用への支援に対する補助を行います。
	移住支援事業	東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業などにおける人手不足の解消を目的に、東京圏から本市に移住し、対象法人に就業した人及び起業した人(起業内容は県が認定した事業に限る)に国、県及び市が協働で移住支援金を交付します。

参考 熊本県内の市町村別移住定住支援施策 2020年4月現在 就労 お試し お問い合わせ先 子育で支援 住宅支援 入学祝金等 然学費補助 医療費助成 児手当 (育料補助 家紹介 婚 産 の 宅取得補助 の 定 地 地 業 の 期 験 他の 資産税 貸付 祝金 他の 分譲 他の Ξ 祝 滞 Ď 起 金 在 ニター エリア 他 起業支援 支援 施設 施 補 市町村名 電話番号 課 名 減免 助 策 箫 経済政策課しごとづくり推進室 0120-131-619 • • • • 熊本市 • 0964-22-1111 • \bullet • 宇十市 まちづくり推進課 • 宇城市 まちづくり観光課 0964-32-1906 • • • • • • • • • 羊里町 介画情報課 0964-47-1111 • ullet• • 096-282-1263 県央 御船町 企画財政課 • • • lacktriangle• • 096-237-2641 嘉島町 介画情報課 • • • lacktriangle• 096-286-3223 • • 益城町 企画財政課 • • 096-234-1154 • 甲佐町 地域振興課 • • • • 0967-72-1158 • • • • • • • • 山都町 山の都創造課 • 荒尾市 0968-57-7163 • • • • • • • • くらしいきいき課 • • • 0968-75-1421 地域振興課 • • • • • 玉名市 . • • • 企画財政課 0968-85-3188 • • • • • • • • • 田東正 • まちづくり推進課 0968-86-5721 • • • • • • 和水町 • • . 南関町 まちづくり課 0968-53-1111 lacktriangle• • • • lacktriangle• • • • • • • • 県北 長洲町 まちづくり課 0968-78-3239 • • • • • • • 山鹿市 地域生活課 0968-43-1114 • • • • • • • 企画振興課集落·定住支援室 0968-25-7250 . . . • • • • • • 菊池市 • • • • • • 合志市 096-248-1813 • • • • • 大津町 総合政策課 096-293-3118 • • • 総合政策課 菊陽町 096-232-2112 • • • • 阿蘇市 まちづくり課 0967-22-3318 • • • まちづくり課 0967-42-1112 南小国町 • • ullet• 小国町 政策課 0967-46-2118 • • • 阿蘇 0967-25-2211 • 産山村 介画振興課 • • ulletullet• • 高森町 政策推進課 0967-62-1111 • • • • • • 南阿蘇村 次世代定住課 0967-67-2705 • • • • 西原村 企画商工課 096-279-3111 • 企画政策課 0965-33-4104 • • • • • • • • 八代市 氷川町 • • • 地域振興課 0965-62-2311 水俣市 介画課 0966-63-1111 \bullet • • • 企画財政課 0966-82-2511 • • • 芦北町 津奈木町 政策介画課 0966-78-3114 ullet• • • 地域コミュニティ課移住定住係 0966-22-2111 • 人吉市 錦町 企画観光課 0966-38-4419 • • • • • 0966-45-7220 県南 • • • • 商工観光課 多良木町 企画観光課 0966-42-1257 • • • • . . . 企画観光課 0966-43-4111 • 水上村 総発調 0966-44-0311 0966-35-0211 総務課 $\bullet \mid \bullet$ 0966-37-2211 五木村 ふるさと振興課 • • • 山江村 企画調整課 . 0966-32-1114 球塵村 企画振興課 • • • 0969-27-6000 • • • lacktriangle• 天草市 地域政策課 • • • • • • • • • 天草 上天草市 企画政策課 0964-26-5539 • • • • • • lacktriangle• 0969-35-1111 企画政策課 •

※国や県の制度は全市町村対象であるため、原則として市町村独自の制度のみを掲載しています。

※掲載されている支援施策には、条件がついているものや、支給までに時間を要する場合もあります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

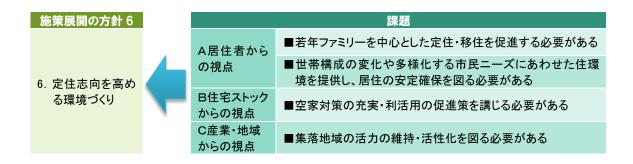
出典;「熊本県住定住ポータルサイト KUMAMOTO LIFE」https://www.kumamoto-life.jp/

【施策展開の方針 6】定住志向を高める環境づくり

(1)基本方針

本市では若年ファミリーに相当する世代の減少が顕著で、世帯主が高齢の世帯が多い状況であり、これまでも市外から本市に移り住む人を増やすなど移住・定住を促進する施策を進めてきましたが、同時に市民の定住志向を高める必要があることはいうまでもありません。

そのため、本市の次世代を担う子どもの定住志向の醸成や、子育て世代等が安心して暮らし続けられる定住環境の整備充実など、市民向けの定住支援策を充実・強化します。また、 集落地区をはじめ人口減少や高齢化の進行が著しい地区等では地域コミュニティの維持・活性化方策を検討し、その支援に取り組みます。



(2)基本施策

①定住支援策の充実

子どもがまちへの愛着心や将来に向けての定住志向を醸成するためのイベントを企画・開催します。また、子育てを支援する生活環境及び住宅改修支援や定住環境の基盤となる都市機能の整備充実等により、市民が将来も定住できるような環境づくりや支援を行います。

施策メニュー	具体的な事業等		
次世代を担う子	子ども向けの定	ストローを住宅の柱に見立て、ストローとクリップで作	
どもの定住志向	住志向醸成イベ	るストローハウス体験など、子どもを対象としたイベン	
の醸成	ントの企画・開	トを企画・開催します。	
	催		
子育て環境な	結婚新生活支援	結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居	
ど、定住環境の	事業費補助事業	費、引越費用への支援に対する補助を行います。	
整備、支援策の	(再掲)		
充実	子育てを支援す	乳幼児同伴の利用者に配慮した設備として、乳幼児用い	
	る生活環境の整	す、乳幼児等用ベッド、授乳のためのスペース、多機能	
	備・充実	トイレの設置等の整備・充実を進めます。	
	公園整備や利便	市民の住生活を充実し、暮らし続けられる環境を維持・	
	性確保など都市	向上するため、各種都市機能の整備・充実を進めます。	
	機能の整備・充		
	実		

②地域コミュニティの活性化支援

集落地区の定住環境を維持するとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、 公益的なコミュニティ活動や地域住民の連帯意識の醸成を促すための支援方策を検討するな ど、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

施策メニュー	具体的な事業等		
集落地区の定住	集落地区の定住	新たに設置した補助金制度を活用しながら、地域課題解	
環境の維持、コミ	環境の維持・活	決に向けた新たな市民団体の育成及び地域活性化につな	
ュニティの活性化	性化及び支援方	がる方策等を推進します。	
	策等の推進		

基本目標4 多様な主体の連携による住まいづくり・まちづくり

【施策展開の方針 7】市内の住生活関連事業者等の活性化

(1)基本方針

市場における住宅供給の主役は民間の住生活関連事業者等であり、持ち家、賃貸を問わず、 住宅の供給・更新は民間事業者が担うこととなります。市内の住生活関連事業者等と市とが 連携強化を進めることで、空き家バンク事業の活性化、良質な住宅・住宅地や賃貸住宅の供 給・更新の促進を図るなど、市内の住生活関連事業者等の活性化を目指します。

施策展開の方針7

7. 市内の住生活関 連事業者等の 活性化



課題

- ■空家対策の充実・利活用の促進策を講じる必要がある
- ■賃貸住宅の供給・質の向上を図る必要がある

(2)基本施策

①民間事業者との連携強化

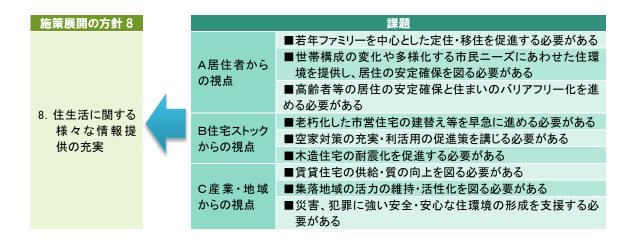
空き家バンク事業の拡充・強化により、事業の活性化を図ります。また、民間事業者の技術力を向上させ、持ち家、賃貸を問わず、良質な住宅地・住宅の供給を促進します。さらに、住生活関連事業者等の支援方策の強化を行うとともに、官民が意見や情報交換を行う場を整備するなど、官民協働体制の強化を行います。

4-74 J —	B.4.4.4. 主继统			
施策メニュー		具体的な事業等		
空き家バンク事	空き家バンク事業	空き家バンクへの登録物件数を増やすため、取引可		
業の活性化	の拡充・強化	能な空き家(空家予備軍含め)の掘り起こしに努め		
		るほか、宅地建物取引業者が仲介している物件の扱		
		い方など事業のしくみの改善等を検討します。		
民間主導による	良質な住宅地や住	立地適正化計画の策定など、居住地として誘導すべ		
良質な住宅地開	宅の供給誘導策の	き区域等を検討し、良質な住宅地や住宅の誘導を進		
発等の支援(再	検討(再掲)★ めます。			
掲)★	良質な持ち家・賃	新しい生活様式をふまえた玉名仕様を検討・創設		
	貸住宅の供給・更	し、仕様に合致する住宅供給等を行う場合に補助や		
	新の促進策の検討	認定する制度等を検討します。		
	(再掲)★			
官民協働体制の	官民が意見や情報	住生活に関わる本市内のNPO法人や民間事業者と		
強化★	交換を行う場の整	の情報交換や意見交換を行う組織の構築に努めま		
	備★	す。		

【施策展開の方針8】住生活に関する様々な情報提供の充実

(1)基本方針

市の制度・事業を効果的に運用するためには、市の制度や事業の認知度を高める必要があります。このため、各種支援制度等の情報提供方策を戦略的に組立て、情報発信のためのツールを作成し、市民や住生活関連事業者等に的確な周知を図ることで、活用促進につなげます。また、専門家団体と連携し、住生活に関する各種相談に対応できる体制を構築します。



(2)基本施策

①各種支援制度等の普及促進

制度等の住生活関連情報の提供方策を戦略的に構築し、それにあわせた情報発信ツールを 作成します。これらツールを活かし、市民や民間住生活関連事業者等に既存制度等を的確に 周知し、活用促進を図ります。

施策メニュー	具体的な事業等		
各種支援制度等	住生活関連情報	ホームページ、パンフレット等の印刷物などの情報発信	
の情報発信の強	の提供方策とツ	ツールを作成・活用し、制度等の住生活関連情報を広く	
化★	ールの検討★	市民や民間住生活関連事業者等に伝えられるようにしま	
		す。	
	市民及び民間住	上記のツール等を活かし、必要な市民及び民間住生活関	
	生活関連事業者	連事業者等へ的確な周知を図り、既存制度等の活用を促	
	等への既存制度	進します。	
	の周知・活用促		
	進★		

★新規提案事業

②住生活に関する相談体制の充実

各種専門家団体等と連携して相談窓口を設置し、住生活に関する相談体制を構築します。

施策メニュー	具体的な事業等			
住生活に関する	専門家団体等と	専門家団体等(宅地建物取引士、建築士、司法書士、弁		
相談体制の構築	連携した住生活	護士、税理士等)と連携し、住生活に関する様々な分野		
*	に関する相談窓	に対応できる相談体制の構築を目指します。		
	口の設置★			

8. 実現化の方策

8-1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市民、住生活関連事業者等、市が互いに連携を図りながら、それ ぞれの役割を果たしていくことが重要です。それぞれが果たす役割として考えられるものを以下 に整理します。

①市民の役割

住宅の所有者はほとんどが市民であるため、より良い住まい、より良いまちづくりは、行政による取組だけでなく、民間団体や事業者団体、公的機関との適切な連携、協力のもと、本来の主役である市民の方々の積極的な行動があってこそはじめて実現できるものです。

市民は、住まいと住生活環境に対する意識を高めて、地域の特性を活かした良質な住まいと良好な住生活環境の維持及び改善を図るとともに、地域の安全性の向上や環境保全・景観形成に関する活動に積極的に取り組んでいくことが求められます。

②住生活関連事業者等の役割

市場における住宅供給の主役は民間の住生活関連事業者等であり、市は、適正な住宅市場の誘導や補完を担います。不動産業者や建設業者、住宅リフォーム業者等の住生活関連事業者等は、市が推進する住宅施策を十分理解し、施策の実施に当たって関連する情報の収集・発信等に積極的に協力するものとします。また、民間の団体(建築士会、建築士事務所協会、宅地建物取引業団体、建設業団体等)及び事業者団体の役割はきわめて重要であり、今後も一層連携を図っていく必要があります。

市は、住生活関連事業者等に対して、施策の実施展開がより効率的・効果的となるよう情報の共有化や技術的・ソフト的なノウハウの提供・支援を推進します。

③市の役割

市は、住まいづくりやまちづくりが市民生活の基盤となることを十分認識して、関係各課 の連携のもと、本計画の目標の実現に努めるものとします。

市が主体的に進める住宅施策であっても独善的に進めず、市民や関係者の意見や要望を考慮しながら、取り組むものとします。また、市が単独では実施できない住宅施策については、県や近隣の市町村との連携のほか、住生活関連事業者等、熊本県居住支援協議会等の協力・支援を求め協働して推進します。

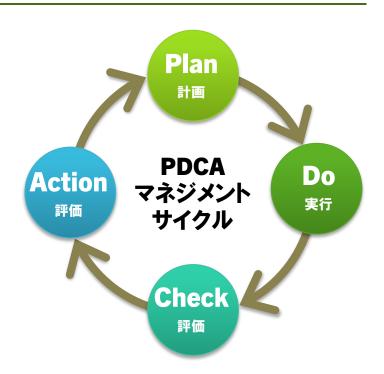
8-2 協働による推進

住生活関連団体との連携を図り、市民に良質な住宅を提供するために、「熊本県住宅関連団体ネットワーク会議」や「熊本県住宅リフォーム推進協議会」との連携及び情報共有を図ります。また、住宅確保要配慮者への住宅供給に向け、市内の民間団体や地元自治会と連携するほか、熊本県居住支援協議会、不動産関係団体、社会福祉協議会、熊本県との連携を強化します。

さらに、市外居住の世帯、あるいは本市に移住を希望する方などの情報収集や情報発信、斡旋等については、民間事業者や団体、周辺市町村との連携・協力体制を整えるものとします。

8-3 計画推進にあたっての考え方

本計画は、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) の P D C Aマネジメントサイクルによる計画管理を行い、成果目標の進捗状況等をふまえながら、事業の改善、次期の計画改定を行います。



玉名市住宅マスタープラン策定委員会委員名簿

		氏 名	出身団体等の名称及び役職	備考
1	学識経験者	柴田 祐	熊本県立大学 環境共生学部 教授	委員長
2	関係団体	右田 稔晴	玉名市区長会協議会 副会長	副委員長
3	関係団体	糸永 千代美	玉名市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	
4	関係団体	木村 信	玉名商工会議所 理財部会 部会長	
5	関係団体	植田 綺美	玉名青年会議所 財政局 次長	
6	関係団体	安原 勇	熊本県宅地建物取引業協会 玉名支部 支部長	
7	関係団体	森 かおり	玉名市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 管理者	
8	市民代表	鈴木 保	公募市民	
9	市民代表	扇﨑 友子	公募市民	
10	関係行政機関	田口 順也	熊本県北広域本部土木部 景観建築課長	

玉名市住生活基本計画

(玉名市住宅マスタープラン)

発行 令和3年2月

編集 玉名市 建設部 営繕課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163 番地

電話 0968-75-1311 FAX 0968-75-1221